

第 2 編

「瓦と建物の相剋」試論

— 大塚前遺跡出土瓦の分析 —

今 泉 潔

「瓦と建物の相剋」試論

—大塚前遺跡出土瓦の分析—

目次

I	はじめに	169
II	施工論の基礎構造	171
III	遺跡像の再構築	175
IV	出土瓦の諸元的要素	181
1	生産現場からみた瓦	181
2	計測法による集計結果	190
V	文字瓦の特質	199
VI	施工論の起動	209
VII	宗教環境の基層	218
VIII	まとめ	224

挿 図

第1図	大塚前遺跡の遺構（縮尺約300分の1）	175
第2図	東棟の復原3案	176
第3図	縄目・布目の計測結果	184
第4図	軒丸瓦・軒平瓦	186
第5図	熨斗瓦	187
第6図	熨斗瓦	188
第7図	半熨斗瓦	189
第8図	計測個体の属性の重複関係	191
第9図	文字瓦の分類（縮尺2分の1）	200
第10図	文字瓦の分類（縮尺2分の1）	201
第11図	端面・側面の残る文字瓦	202
第12図	端面・側面の残る文字瓦	203
第13図	東棟の復原D案	211
第14図	薨棟復原図	211
第15図	コンピュータ＝グラフィックによる作図	226
第16図	コンピュータ＝グラフィックによる作図	227

写 真

写真1	結節界点	182
写真2	特殊な叩き目の	182

写真図版

文字瓦	229
-----	-----

原色挿図

大塚前遺跡の景観復原	巻末折込
------------	------

I はじめに

独創的-何か新しいものを初めて見るのではなく、古いもの、古くから知られていたもの、誰の目にも触れはしたが看過されていたものを新しいもののようにみることが、本当に独創的な頭脳のしるしだ。最初の発見者は大抵あのまるで凡くらで気のきかない空想家-偶然という奴にすぎない (ニーチェ『人間的』秋山英夫訳)。

かなり手厳しい発言であるが、独創的という意味の本質をよく捉らえた明言として引用されることがある。「看過」という行為の背後には、氾濫する情報に手をこまねいている場合や、かりに目に触れても「常識」や「通説」という仮面を被って、逆に我々の目を盲目にしている場合もあるだろう。たしかにこれでは「独創的」な発想の場は奪われてしまう。とりあげた大塚前遺跡は、問題となるほどの資料数ではなく、しかも「誰の目にも触れ」た資料である点で、本来なら「独創的な頭脳」を発揮する条件はじゅうぶんすぎるほど備わっているわけである。しかし条件はそろっていても、なかなかそうはことが運ばないのが、凡人の常である。まして「新しいもののようにみる」ことなど、筆者にはとうてい不可能に近い。しかしこの「独創的」という言葉の魅力にひかれて、少しでもこの趣旨を横目に睨んでいることならばできそうである。そう判断して、再整理に取り組んでみた。

さて、大塚前遺跡は当センターの前身組織が1972年に約8か月かけて発掘調査を実施し、1974年には「大塚前遺跡」『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書 II』(以下『報告』と略す)として調査報告書が刊行され、調査成果の全貌が公にされた。『報告』をみて印象をうけたのは、当時の研究成果を取り入れて遺跡・遺物を誠実に語ろうとする姿がありありと読み取れることである。遺跡の内容もさることながら、そうした計り知れない労苦があったからこそ、『報告』はつねに注目されてきた²。その努力にたいして、讃辞はいくら送っても送り過ぎることはないであろう。

それから十数年経過し、日進月歩で考古学研究は細分化し、深化もした。十数年という年月は個々の分野で評価は変わるだろう。少なくとも瓦研究では十数年前の刊行物だけを頼りにした研究では相当限界があるといってもいい。その事情の一端は次章でふれた。要約すればおよそ次のようになる。瓦研究は文様・製作技術などの情報を核に総体としての遺物論を形成してきた。現在もその側面は強く固持しながらも、さらに瓦葺の

施工技術論（仮称。以下、施工論と略す）を構築するという新局面を模索しつつある。施工論は出土瓦の分量から、瓦葺の状態を復原するのを目的とし、数量計測法の導入がその端緒となっている。当然この研究方法は『報告』刊行時には未知の分野だから、『報告』ではまったくふれられていない。ここにすでに用意された方法論ではあるが「新しいもののようにみる」、一つの可能性を見出だせたわけである。

施工論は消費遺跡でこそ、その有効性を発揮しなければならない。大塚前遺跡の出土遺物は良好に保管され、再度検証することが可能である。³ また消費遺跡では瓦が重層的に混在するという危険性がつねにつきまとう。大塚前遺跡の場合もその可能性を頭から払拭できるわけではないが、低く見積もっても差し支えないことを『報告』は教えてくれている。また寺院跡の全域が発掘調査されたことが数少ないにもかかわらず、大塚前遺跡では瓦の散布範囲はほぼ全掘され、遺構との関係もはっきりしている。事前にこれだけの情報を得ることのできるのは調査・研究をする側にとっては非常に有利であるばかりでなく、施工論の成立に必要な条件も比較的整っている。方法論の有効性を判断するのにも、恰好の資料なのである。

いうまでもなく瓦と建物は対立する概念ではなく、それぞれが建築物の一部を構成する同じ範疇にある相関概念である。したがって考古学上の両者の「相剋」はつねに流動的である。瓦が建物の主張をとりこみ、また逆に建物が瓦の意見を取り入れて、次の段階へ進む。施工論はそうした弁証法的な発展過程を辿って、統一的なイメージのなかで醸成されなければならない。実際には両者の対話が成立しないために、未査定な一方的発言に止どまっているのが現状である。本稿を試論とする意味もそこにある。

なお再報告という意味合いもあるために、報告済みのものでも再度掲載する場合がありますし、事実記載に費やす分量もけっして少なくない。また具体的なデータは今回の再整理にあたって新規に作成したものである。『報告』で公表された数値と異なる場合がある。以上の緒点をはじめにおことわりしておく。⁴

註

1. 「大塚前遺跡」『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書 II』房総資料刊行会 1974
2. 最近では、山路直充「下総国分寺出土の文字瓦（2）」『昭和60年度市立市川博物館年報（年報 No.14）1986』で、その重要性が再確認されている。
3. 資料は房総風土記の丘資料館が管理している。今回、分析の起稿にあたって同館より資料を全点借用し、注記の一部と接合を再度実施し、計測表の作成まで行った。遺構図面は所在不明のため、『報告』掲載の図面を参考にした。文中・図中の遺物番号は今回の整理にあたって新たに付したもので、『報告』の遺物番号を示すときには括弧付けにした。
4. 文中で引用した文献の執筆者名は、煩雑を避けて敬称を省略させていただいた。

II 施工論の基礎構造

瓦研究の内容はじつに多様である。多様性は同じ窯業部門の土器生産と対比することでいっそう鮮明になる。格差の一つはまず需要と消費の特殊性にある。瓦は官衙・城柵・寺院などに限定して供給され、一時期に大量需要を賄うことを目的に編成された工房で生産された。そして出土量の多寡がそのまま遺構の屋根構造を推定する根拠になる場合もある。いっぽう堅穴住居で出土する土器群の数量は人間行動の所産の結果であって、住居規模と無関係なことはいうまでもないし、供給の限定性もそれほど厳密に明らかににならない。たとえば永田・不入窯（専陶窯）の製品は国分寺ばかりでなく一般集落でも出土し、供給にともなう必然性は国分寺等で出土する水瓶・多嘴壺の仏器類¹だけである。雑器類までが請求の結果そこに持ち込まれたという確証がない。大量供給という点では建築部材も同等だが、考古学的資料の弱点で有機物の保存性が低いので瓦以上の資料性はいまのところない。二つに瓦は生産工程、各段階の工具痕跡を残す場合が多いということである。土器研究が器種の組成や分化という問題を軸に論じられるなかで、瓦は生産機構そのものを反映する有力な根拠をもっているといえよう。つぎに施工論が構築されるようになった経過を本文の流れに沿ってふりかえってみよう。

上記の特性は数量処理的研究と製作技術の研究の一部を構成するものである。さらに瓦当文様等の型式学的研究を加えた3局面が瓦研究のおもな骨格になる。消費遺跡出土の瓦類を扱う場合、これらの研究指向が錯綜した情報を整理する役目を果たす。その集大成が施工論というわけである。したがって前段の資料操作を省略した施工論には懐疑的にならざるを得ない。神奈川県川崎市菅寺尾台遺跡の八角堂の例などそれにあたる。² 基壇が八角堂に復原され、出土した平瓦広端部の左右が4cmほど削り取られていることと屋根の形態を関連づけた解釈がある。³ 報告者は瓦工の癖と判断し屋根構造との関連までは触れていないのに、瓦の調整痕跡が拡大解釈されて八角堂構造を補強する材料になってしまった。

さて型式学的研究は考古学的手法の基礎的なものでもある。瓦ではさらに厳密な同範製品の存在によって、空間的な関係を強固に連結することもできる。また系譜的な研究が時間的な関係を補完し、瓦研究の時空的な限界を決定するわけである。そこに写し出された歴史像には政治的な緊張関係があったり、豪族間・氏族間の連帯・非連帯関係や階層的な序列が投影されたりする。⁴

製作技術の研究はおもに丸瓦・平瓦を対象とし、ここでも緻密な観察力が要求される。

技術面の解明によって、型式学的研究の正しさを裏付けたり、生産工房の作業形態を明らかにすることも可能である。当初の研究は東アジアの民俗学を理解を基礎としたものであった。島田貞彦が現沖縄県那覇市牧志町の平瓦桶巻作りを視察し、日本古代の造瓦技術との関連性を指摘したのは⁵はじまる。古代の平瓦凹面に残る板状痕跡を桶の杵板痕跡と想定したのが桶巻作り究明の端緒になった。さらに藤島玄治郎は韓半島忠清北道・全羅南道の平瓦桶巻作りを紹介し、民具学的な発想で道具類まで注意を払った報告をしている。⁶また大川清も韓半島慶尚北道高靈郡開津面九谷洞・星山面箕山洞・沖縄県八重山群島波照間島の造瓦技法を紹介している。⁷その後、次の佐原論文と前後して沖縄県与那原町の瓦作りの報告がある。⁸この時点では技法研究もある程度深化し、⁹技法や道具類の不明点を実演観察から補足するという意欲的な試みであった。基本的には民俗学的な紹介にもかかわらず、粘土板の合せ目を分割突帯からはずすことや、粘土板角材から一定の厚みで粘土板を切り取る弓状工具の存在などの指摘には見逃せないものがある。

そして佐原真が民俗例と対比しながら古代の瓦作りを具体的に解説した。¹⁰観察ポイントと用語の問題をはじめて明文化したことでも、その意義は大きい。以降、平瓦の桶巻作りに限らず、平瓦の一枚作り・軒瓦・丸瓦の製作技術の分析へと技術面を解明する裾野は広がった。それらは論文という体裁はとらないまでも、個々の報告書で詳細に触れられることになる。また瀧本正志は佐原が平瓦桶巻作りの観察事項の一つにあげた分割指標について、分割突起・分割界点という新たな知見をもたらした。¹¹

これら一連の研究は遺物から復原することが困難な桶巻作りを民俗資料でいち早く紹介し、その後の研究に大いなる指針をあたえた。しかしそれがために未解決な点が残ってしまったのも事実である。民俗資料に現れない痕跡、たとえば凸面布目平瓦にたいする理解や、民俗例の桶の形態・大きさと出土資料との実際的な比較については不明な点が多い。とくに民俗例で紹介された桶には2種あり、小型・開閉式（沖縄・中国例）、大型・非開閉式（韓半島例）に分けることができる。¹²桶の大きさは当然、使用する粘土板の大きさにも反映し、前者は平瓦4枚分の粘土板を使用し、後者は平瓦4枚分の粘土板を2分して2回にわけて巻きつけることになる。前者の粘土板の合せ目は1箇所、後者では2箇所あらわれ、痕跡が瓦に残るにもかかわらず、古代の造瓦技術がどちらの技法に準拠していたのかはまだはっきりしていない。これは桶巻作りだけの問題ではなく、一枚作り移行への要因をさぐるうえでも欠かせない課題である。それをつぎにあげた数量処理法で検証することが可能にしても、解答が出ていない以上、民俗資料の桶を意識し過ぎたための弊害といってもいいかもしれない。

以上の調査の過程で錯綜した情報も相当ときほぐされ、重層的な資料を単層の積み重

なりとして把握できるようになる。その単純化したデータをもとに出土瓦を統計的に処理するのが数量処理法である。施工論が成立するための最終段階に位置する。瓦は1個体を復原するうえでの定点が多いという利点を生かしたものである。計測の対象には重量・面積・隅数・端面長・側面長・破片数などがあり、各計測法について生産遺跡の資料を駆使して五十川伸矢が綿密な検討を加えている¹³。しかし算出された絶対枚数はあくまで理論上の数値であって、究極まで接合を実施すればすべての個体を復原できるという意味ではない。その数値には常にただし書きとして「以上」という言葉がつきまとう。字句どおりの絶対枚数を算出する理論的裏付けはいまのところない。これは瓦にかぎらず、遺構から一括で出土した土器の破片化の問題も含めて検討すべきである。

ところで消費遺跡の資料では瓦が建築現場で加工され、それが統計数値に影響をあたえる。現在の瓦職人もそうであるように、瓦のおさまりを調整するのに瓦の隅を打ち欠いたり、熨斗瓦・面戸瓦を平瓦・丸瓦から現場で加工してつくるなどの意図的な破壊がある。山田寺の倒壊回廊出土の瓦でその実態が明らかとなった。それらを各計測法の数量結果から顕在化できれば、それを逆手にとって消費遺跡での消費方法を知る手掛りになるわけである。これを軒瓦・平瓦・丸瓦・熨斗瓦の量比の問題から、上原真人が平安貴族の邸宅を例に論証している¹⁴。

以上の3局面は普遍的に存在する瓦研究である。枠外には文字瓦研究という重要な1側面もある。瓦には墨書土器とおなじように文字資料が多い。記載用具は成形具・篋・指・筆などで、供給先、工人名・郡名・郷名のスタンプ、寄進者の名前などを明示する。しかし文字瓦の内容を直接施工論に反映させることは難しい。属性からいっても生産工房の問題に抵触する場合が多い。しかし工房組織の問題が型式論の隅々を補強して施工論に寄与することができる。瓦の属性を踏まえてそこまで検証した例は数少ないものの、上原真人の恭仁宮式文字瓦を題材とした一連の労作は文字瓦研究の到達点を示す特筆すべきものである¹⁵。資料の有効性を十二分にいかし、論点は工房の管理・運営形態にまでおよび、もはや瓦研究の限界を示しているかの印象すらある。また上原は文字瓦以外にも資料性の欠如は補完できることを論証した¹⁶。これで上原は律令制下における瓦生産体制の全貌を見わたす視点を提供したことになり、その業績にたいする評価は非常に高い。

本稿では、瓦研究の骨格を構成する3局面、つまり型式論・技術論、そしてその成果を踏まえた数量処理の結果を、おもにIV章にあてる。V章で文字瓦の特質を述べ、VI章が施工論を担当するという構成をとる。

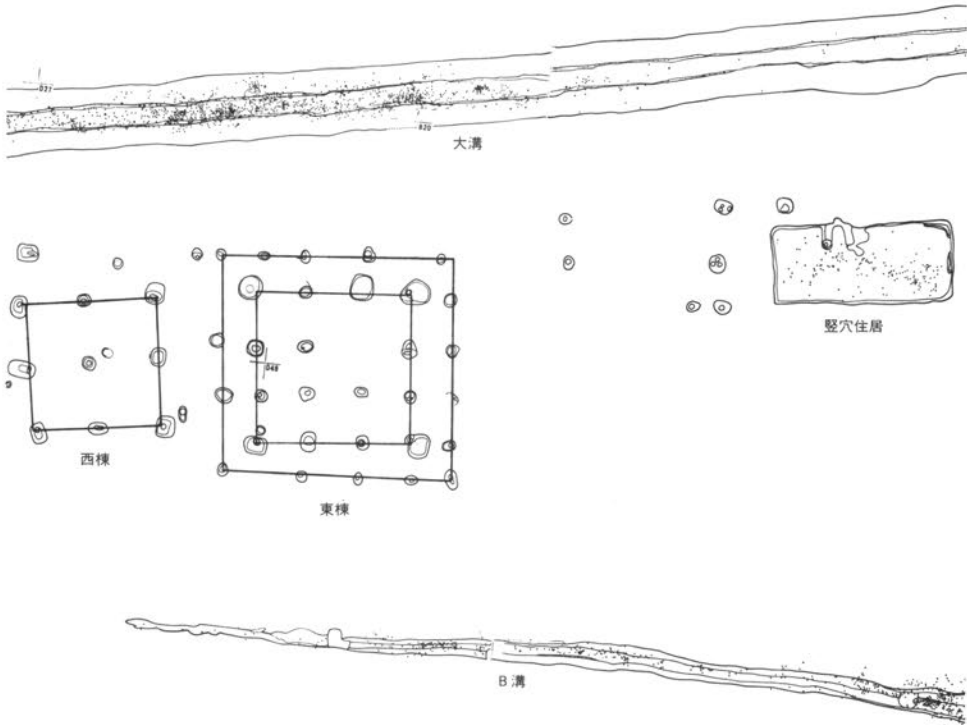
註

1. 国分寺で具備した仏器は金属製ではないかという意見もある（高橋康男 「草刈、大和田、永田・不入一市原市における土器研究をめぐる諸問題一」『市原市文化財センター紀要Ⅰ』財団法人市原市文化財センター 1987）。確かに8世紀代の諸寺の『資財帳』には金属製品の仏器を多数記載する。しかしそのほとんどは唐・新羅からの将来品ではなかろうか。法隆寺では伝世品から明らかであり、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』では水瓶の注書に「漢軍持・胡軍持」などがあり、将来物であることを物語っている。全国の各国分寺で同質のものを備えられたのかという疑問がある。将来の金属器が希少であったためにほとんどが陶器で代用されたというのが真相と思う。
2. 『川崎市菅寺尾瓦跡塚廃堂址調査報告』川崎市文化財調査報告第1集 川崎市教育委員会 1954。なお同種の瓦が出土した東京都稲城市 No.513遺跡の平瓦でも工人のクセという理解が追認されている（『多摩ニュータウン遺跡-No.513遺跡Ⅰ』(財)東京都埋蔵文化財センター 1982）。
3. 『シンポジウム仏教考古学序説』1971 P35。同様な痕跡のある平瓦が出土した千葉県埴谷横宿遺跡まで出土瓦を根拠に多角堂と理解されてしまった（坂詰秀一 「千葉県横宿古瓦出土遺跡の調査」『古代文化』第5巻第1号 1960）。
4. 下総では関口廣次が下総国分寺の瓦当文様の原形を統一新羅にもとめ（関口廣次 「上総・下総国分寺出土古瓦の系譜と伝播」『史館』創刊号 1973）、森郁夫が古代東国の寺院造営事情を語るなかで、大塚前遺跡の軒瓦の製作技法に注目し、瓦当文様の特異性と技法の接点を想定している（森 郁夫 「奈良時代における東国の寺院造営」『考古学雑誌』第61巻第4号 1976）。
5. 島田貞彦 「造瓦」1935。なお島田の報告に誤謬のあることが佐原 1972、関口・手塚 1975で指摘されている。粘土円筒の状態で焼成したと報告していることにたいする疑義である。いくら民俗資料とはいえ、援用にあたっては慎重でなければならないことを示す事例である。
6. 藤島玄治郎 「朝鮮瓦の製法に就いて」『綜合古瓦研究』第2分冊『夢殿』第19冊 1939
7. 大川 清 『かわらの美』1969・大川 清 「扶餘郡恩山面金剛寺出土古瓦斗研究」『百濟文化』第6輯 1973・「古瓦」『日本考古学の現状と課題』1975
8. 関口廣次・手塚直樹 「沖繩本島与那原町に残る造瓦技術について—平瓦桶巻造りを中心として—」『Circum-Pacific』2号 1975
9. すでに1930～1950年代、木村捷三郎・宇佐晋一・星野猷二らが具体的な技術説明を進めていたという（佐原真 「平瓦桶巻作り」『考古学雑誌』第58巻第2号 1972 本文・注2）。また小林行雄も木村捷三郎との出会いを回顧した一文のなかで、遺物を観察するとき形態ばかりでなく作り方まで探求することの必要性を木村が力説していたとのべる（小林行雄 「木村さんとの出会い」『造瓦と考古学—木村捷三郎先生頌寿記念論集』）。その年代は1939年以前である。
10. 佐原 真 「平瓦桶巻作り」『考古学雑誌』第58巻第2号 1972。なお本稿で使用する瓦の部分名称・製作技術上の用語は、この佐原論文と「瓦編1」解説『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅰ』奈良国立文化財研究所 1974による。
11. 瀧本正志 「平瓦桶巻作りにおける一考察—粘土円筒分割のための指標の種類について—」『考古学雑誌』第69巻第2号 1983
12. ルードルフ＝P＝ホームメル（佐原真訳）「中国の造瓦技法」『考古学雑誌』第58巻 第2号 1972。藤島報告では解説・写真図版では、平瓦4枚分の粘土板を使用しているとする。しかし桶の重さを差し引いても、完成した粘土円筒を工人2人がかつぐほど重い粘土板を、桶に1回で巻きつけられるとは信じがたい。図版で示された粘土角材には長さを区切る縦の切り込みがあったと推定する。現中国雲南省大理白族自治州劍川付近の瓦工場では長大な粘土角材を用意している。そこには目安としての縦の切り込みが打ってある（金井安子の1989・4・19の瓦工場見学撮影資料による）。また大川清「扶餘郡恩山面金剛寺出土古瓦斗研究」『百濟文化』第6輯 1973の図版15の4・5・6も2枚分の粘土板を使用した例を紹介している。肩幅より少し広い（瓦の端面長に相当する）粘土板角材があり、切取

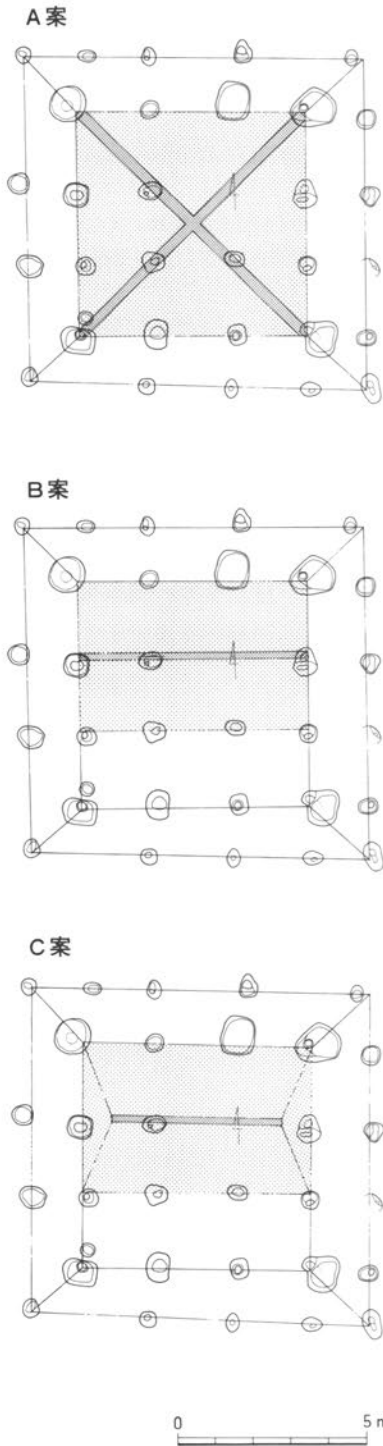
- った板材を桶に巻く光景が撮影されている。
13. 五十川伸矢 「平瓦の数量計測方法の分析—生産遺跡の場合—」『京都大学構内遺跡調査研究年報 昭和58年度』 1986。面積を算出するのに胎土の密度から推計する方法も提案しているが、今回の資料化では採用しなかった。
 14. 上原真人 「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった—平安京右京一条三坊九町出土瓦をめぐって—」『高井悌三先生喜寿記念論集 歴史学と考古学』 1988
 15. 上原真人 「恭仁宮文字瓦の年代」『奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集 文化財論叢』 1983、上原真人 「天平12、13年の瓦工房」『研究論集』VII 1984、上原真人 「恭仁宮跡発掘調査報告 瓦編」 京都府教育委員会 1984
 16. 上原真人 「官寮の条件—律令制下造瓦体制を検討するための作業仮説—」『北陸の古代寺院—その源流と古瓦』 1987

III 遺跡像の再構築

遺跡の調査はまず現在の地表面の観察、つまり現地踏査からはじまる。埋蔵物のある感触があれば、試掘・確認調査で地下の状況を調べ、本調査への移行を決定する。大塚前遺跡の場合も上記の手順を踏んだ調査が行われた。試掘溝（トレンチ）で遺構（溝・



第1図 大塚前遺跡の遺構（約300分の1）



第2図 東棟の復原3案

掘立柱建物・遺物（瓦）の存在を確認し、全容をとらえるべく順次調査区を広げ約5,000m²を調査している¹。確認した遺構は谷部を除いてすべて調査し、主要遺物である瓦類の出土位置図から、遺物の散布範囲を完全に把握した調査が行われたと判断できる。また地表面から手掘りで調査しているの、相当高い精度で遺物を取り上げたといえる。表土中の遺物であっても、いわゆる取りこぼしが非常に少なかったわけである。これは後説で触れる遺物の散失率を検討するうえで重要なことがらである。つぎに『報告』の記述にしたがって、調査成果を遺構の種別ごとに改めて説明し、報告者の理解と異なる点についてはその都度説明を加える。大溝と掘立柱建物の時期を巡る問題はとくに慎重に検討したい。なお『報告』で遺構番号を付したものはその記号を踏襲する。

掘立柱建物 東西方向にほとんど軒を接して2棟並ぶ。建築方位もほぼ一致し、報告者のように同時存在と考えてよいだろう。西棟の柱間は東西方向2.9m（10尺）、南北方向2.5m（8.5尺）で中央に東柱を据えた総柱造で、床持と考えてよいものである。柱筋の通りはやや悪く、おそらく上部で歪みを調整したのであろう。なお柱穴埋土に瓦片を詰め込んだ痕跡と思われるものが図と写真で示されている。

東棟は遺構図面を吟味して、屋根構造を核に3案の復原案を想定した²。大きくは大棟をもたない方形造と大棟をもつ切妻造・寄棟造になる。個々の復原案を説明しておこう。A案は3間（6.0m）×3間（6.0m）の総柱の方形建物。内部の柱穴は床束になる。周囲の小柱穴は庇を受けた場合と縁束の可能性が考えられる。また小柱穴を柱筋の延長線上に置いた大官大寺中門のような足場穴とみなすことも不可能ではない³。つまり本建築に連結した仮施設とみる考えで

ある。しかし本柱からの距離が約1.0mと短すぎ、足場組を必要とするほどの建築規模ともいいがたく、有力ではない。B案は2間(4.0m)×3間(6.0m)の切妻の東西棟建物で、南に1間の庇を想定したものである。ただし切妻造の場合、周囲の小柱穴をA案で想定したように理解すると、妻側にも縁が取り付くことになり不都合である。また身舎の南側柱の隅の柱穴が庇の柱穴より小さくなり、構造上もあまり整合しない。そこで2案の欠陥を補ったのがC案である。屋根形態は桁行の短い小規模建物であることから、寄棟造を適当と考える。屋根は四周に葺きおろし、周囲の小柱穴は庇を受ける柱穴と理解してよい。しかしC案は大棟が柱筋上にのらず、棟の荷重を大きく想定した場合には、無理があるかもしれない。

以上の想定からB案の切妻造は遺構全体の要素を生かすことができず、発展性はあまり見込めない。『報告』でもやはりB案は採用していない。これらの問題は、瓦の整理結果も加味しなければならない問題だから、これ以上の検討は保留しておく。なお建物の廃棄状態は柱穴の断面図がすべて提示されていないのでよくわからないが、柱痕跡を残すものが多く、柱を切断して廃棄した可能性が強い。しかしなかには抜き取りとみられる痕跡も図示されており、柱材の腐朽度で選別して、使えるものは再利用したのかもしれない。なお小柱穴にも柱痕跡のある状態が記されている。

竪穴住居 東西方向に長い長方形の住居(7.1×3.2m)⁴。遺構面からの深さ0.5m。北壁に竈を付設する。『報告』掲載の埋土断面図から判断すると、第1次堆積土としての黄褐色土が壁から床面までをレンズ状に厚く覆い、窪んだ空間を黒褐色土が充填している。遺物(瓦類)の出土状況に偏りはない。黄褐色土の性状を字義どおりに解釈すれば、住居廃絶に伴う埋戻し土とみるべきであろう。なお出土した土師器杯・甕から、遺構の年代を8世紀末～9世紀初頭に位置付けられる。

溝 東西溝、3条。もっとも北に位置するのが大溝、中間に位置するのがB溝、南端に位置する溝がA溝である。大溝は掘立柱建物の北数mのところを東西に走る。溝の東端は谷に向かって緩やかに傾斜し、西は台地中央に向かって調査区を越えてさらに延長する。調査区を越えた地点でも確認でき、少なくとも200m延長することが判明している。上端幅約2.0m、下端幅約0.6～0.8m、遺構面からの深さ1.2～1.3m。埋土は4層からなり、最上層が黒褐色土、つぎに褐色土・黒褐色土と続き、黄褐色土が底面を覆う。約150mにわたって調査した溝の全域で同じ堆積状況を確認している。溝の特殊な痕跡にブリッジ状の硬化面と貼床状の硬化部分がある。最上層の黒褐色土がローム粒を含んで硬化したものである。瓦は最上層の黒褐色土とつぎの褐色土から出土した。

B溝は掘立柱建物の南から派生し、東へ幅を広げながら谷に降りる。幅は1.2～1.3m、

深さは0.2m前後になる。埋土中から瓦が出土している。A溝はB溝の南20～25mの地点に位置する。いくぶん蛇行し、途切れるところがある。上端幅1.2～1.3m、下端幅約0.5～0.6m。掘立柱建物から相当距離が離れるためか瓦は出土していない。

『報告』では大溝を近世の野馬堀とする。しかし結論とするには歯切れが悪く、『報告』作製段階で苦慮した様子が伺える。大溝への歴史的な評価が、あまりに消極的な状況証拠を盾にしてしまったようである。結論の対極には『報文』でも明言しているように「大溝は建物倒壊以前には存在し⁵」たという調査所見がある。遺構・遺物から判断したこの方法は考古学的手段として正しいし、結論も首肯できる。それを翻してまで報告者が野馬堀としたのは、溝が掘立柱建物の周囲を巡らず、両者の規模も不釣合で、北総地域に残る野馬堀と大溝が規模・形状で酷似することを理由にあげている。

遺構の時代性を形状・規模の問題で判断してよいのは、手掛かりになる遺物が皆無かそれに近い状態に限らなければならない。いわば最終的な手段であり、それだけに不確定な要素も多くなる。遺物が提供されている大塚前遺跡では、それは二義的な議論になる。課題はあくまで状況証拠を考古学的に再検証し、考古学的手段で溝の年代を決定することである。つぎにその検証と『報告』で指摘された野馬堀との関連性についての反証を試みてみる。二つ以上の仮説が存在するとき、一つの仮説を結論に導くには対立する仮説の論拠も消去しなければ、所詮仮説域での対立にすぎないからである。

もっとも気にかかる点が瓦の出土状況である。近世につくられた溝がそれ以前の（少なくとも数百年以上前の）遺物を埋土中に包含する場合、大溝ほどの深さ（1.3m前後）があれば遺物は層の上下に関係なく埋没するはずである。重い遺物ほど下層にもぐりこむ可能性すらある。ところが『報告』に掲載された瓦の出土状況図をみると、瓦は中層から上層にかけて出土している。出土層位はほぼ2・3層に限定でき、出土位置がレンズ状に集合する。遺物出土状況と層位が極めて整合性の高い関係であることがわかる。つまり瓦の出土層位と建物の廃絶年代は限りなく近いのである。この状況こそがもっとも重要な事実であろう。また今回の整理で大溝と竪穴住居の出土瓦が接合した例が数点あり、溝埋土の瓦埋没面と竪穴住居の埋没が年代的にさほど隔らないことになる。以上を勘案して、ある時期に建物・竪穴住居・瓦はすべて存在していたと考える。溝が窪みとして残っている程度であっても、開削当時の理念的な空間区画のなかで、溝は十分機能し得ると考える。調査所見に「溝内のどの部位からも古瓦片が使用されたと考えられる時期より新しい遺物は検出され⁷ない」と記していることも、消極的ながら傍証の一つに加えておきたい。

報告者は大溝の規模が大きく、2棟程度の掘立柱建物とは不釣合であると指摘する。

その表現は両者の状況からみて妥当である。しかしそれだけの理由で大溝と建物に時期差は設定できない。たとえば郡衙遺跡では正倉院を区画するのに大溝を掘削する⁸。溝は正倉群を院として独立させ、正倉院の排他的な役割を果たし、院の外側には関連施設の建物を配置する。この溝は院外の建物まで規制していない。これを逆に正倉院外の建物を主役にみなせば、溝の価値を正当に評価するのは難しくなる。同時期に存在した溝と建物でも視点をかえて、対象外のものに焦点を当ててしまうと、遺構相互の同時代性を議論するのは難しくなってしまう。この場合の「不釣合」という印象も、大溝は建物を規制する優位性までは主張していなかったという程度に理解すべきである。

近年、北総地域でこの種の大溝が調査されている。印西町鳴神山遺跡⁹、市川市新山遺跡¹⁰でみつまっている。鳴神山遺跡では9世紀中葉に開削され、9世紀いっぱい機能したとみられ、新山遺跡は8世紀末～9世紀初頭に埋没した溝であることがわかっている。時期的には大塚前遺跡の大溝と大きい隔たりはなく、鳴神山遺跡例は規模もかなり似ている。また埋土中層に部分的な硬化面をもつという共通性もある。まだ全体像がはっきりしていないので、現時点で性格まで確定できないのが実情である。機能を明らかにしてはじめて、大溝に歴史的な意味をもたせることができる。

『報告』中で指摘された大溝と野馬堀との類似性についてはどうであろうか。『報告』で指摘した形状・規模の比較が現況観察によるのか、発掘調査結果に基づくのか、『報告』の記載からだけでは知るすべもない。比較の基準として具体的に「溝幅・深さ・断面形」と記載し、なかでも「深さ」という記述は発掘調査結果、露頭面等の断面の現れている地点での観察ともとれるものである。しかしいずれにしても具体的な場所までは明らかにしていない。そこでいくつかの調査例から大溝と野馬堀を比較してみよう。

野馬堀（土手）は側溝の有無で2種にわけられる。側溝をもたない例には松戸市五香六実所在の野馬堀¹¹・東葛飾郡沼南町高柳の野馬堀¹²（野馬除堀）がある。2箇所とも小金牧の内牧である中野牧である。五香六実例は『報告』でもとりあげている野馬堀である。残念ながら、調査面積が狭く溝の存在について不確かなところがある。しかし盛土中にほとんどロームブロックを含まず、仮に溝があったとしても小規模なものであろうから、側溝をもたない例に含めてよいだろう。側溝をもつ例では柏市・流山市の上野牧・高田台牧¹³、柏市元割遺跡西側土手¹⁴、成田市御料牧場遺跡、成田市新東京国際空港 No.10遺跡¹⁵などがある。大溝と直接比較できるのは後者の諸例になる。形状的に大溝にもっとも近い例は上野牧・高田台牧の溝で、18世紀前半に造営されたものである。断面逆台形で、幅3.0～3.2m、深さ約2.0m、土手の高さは見掛けで1.0～2.0mある。元割遺跡西側土手は見掛けの高さ1.0m、溝幅1.3m、深さ0.6m、断面は擂鉢状に近い。御料牧場遺跡は取

香牧の勢子土手。内部の土手が溝をもつことから、勢子土手も溝を作り付けていると思われるが未調査のため不明。内部の土手は溝幅1.0~2.0m、深さ0.8m前後、断面はやはり播鉢状を基本とする。成田市新東京国際空港 No.10遺跡¹⁶では7条の溝を調査している。溝幅2.0~2.5mで、深さが1.0mほどのものまでである。断面は播鉢状もしくは「V」字状で、底面に土壌状の掘込みを連結する例が多い。1例、断面が台形状になるが、平行する溝があり、新しい時期の溝である。これらから一部の溝を除けば、大溝との類似性はかなり低い。とくに北総西部域では土手に大規模な溝を付設することが少なく、大溝との関連性はさらに低くなる。少なくとも溝の断面形状で関連性を指摘できるほど、断面台形の野馬堀は一般的でないといえよう。上野牧・高田台牧ですら、調査前の溝はほとんど埋没しており、埋没状態で大溝と比較することは不可能である。それにしてもこれらはすべて『報告』刊行後の資料である。『報告』当時にどれだけの資料の集積のなかで判断したのかいささか疑問である。

大塚前遺跡のある地域はかつての小金牧印西牧に含まれる。現在すでに失われてしまったが調査地の北側20mのところで大溝と平行する土手が確認されている。それは『報告』で指摘されているものの、現時点ではそれを確認のしようがない。『報告』では現状で2~3 kmにわたって残り、深い堀の状態を止どめ、底面には腐蝕土がわずかに堆積する程度という。これはその形状から明らかに野馬堀土手である。そして報告者は大溝も野馬土手の溝と考えているから、同時でないにしても近接地でなぜ2条の野馬土手が必要なのかと逆に自問する結果になってしまった。土手状の高まりが残る場合とそうでない場合の保存度の差まで問いかけている。『報告』では牧の改変（拡張・縮小）にともなう事情で説明しようとするが、土手は東西から谷で責め上げた舌状台地を付け根部分で区切っているにすぎず、その可能性も非常に薄い。反証とするには不じゅうぶんだが、ここでは大溝の考古学的所見を最優先に大溝と野馬堀との関連性は否定する。

註

1. 遺跡の所在地は印旛郡印西町浦幡新田大塚前592番地。調査面積は公表されていないが、『報告』6-2図から計測した面積が4,949.0m²だから約5,000m²とした。
2. 遺構の復原に関しては松本修自氏に御教示いただいた。
3. 山中敏史が軒支柱穴と足場穴の違いについてまとめている（山中敏史「律令国家の成立」『岩波講座日本考古学 6』研究の方法 1986）。そこでは本柱との距離・景観・本柱列と支柱列の位置関係などから軒支柱穴と足場穴とを区別する。この点に関して上原真人は建築学的見地からの議論を要請する（上原真人「歴史時代（古代）研究の動向」『日本考古学年報38』日本考古学協会 1987）。
4. 住居主軸長の縦・横に差があり、該期の一般的な竪穴住居の形態とは異なる。袖ヶ浦町永吉台遺跡群遠寺原地区・東金市大網山田台 No.3遺跡の、やはり仏教施設にともなう竪穴住居に類例がある（『永吉台遺跡群』（財）君津郡市文化財センター発掘調査報告書 第12集 東急不動産株式会社・（財）君

- 津都市文化財センター 1985、「大綱山田台 No.3遺跡」『(財)山武南部地区文化財センター年報 No.1』1986)。
5. 『報告』 P214
6. 平城宮東大溝 S D2700では、大きく4層にわかれる各層から木簡・土器が年代に応じて堆積するものの、同型式の軒瓦は上層から最下層まで出土している(『平城宮木簡二』奈良国立文化財研究所1975・山本忠尚「調査技術論」『岩波講座日本考古学 1』研究の方法 1985)。また遺物の水平移動については先土器時代の遺物を対象とした実験的研究がある(御堂島正・上本進二「遺物の水平・垂直移動—周水河作用の影響に関する実験的研究—」『神奈川考古』23 神奈川考古同人会 1987、上本進二・御堂島正「霜柱による遺物の地表面移動実験」『旧石器考古学』36 旧石器文化談話会 1988)。そのなかで100g以上の礫は重量が重くなるほど移動距離が小さくなる負の相関関係が確かめられている。出土瓦をこのデータに当てはめると、大溝内から出土した100g以上の瓦片は、廃棄時の原位置を保っていると考えてよい。つまり遺構外からの流れ込みの可能性はまったく考慮する必要はないことになる。
7. 『報告』 P214。
8. たとえば神野向遺跡(推定常陸国鹿島新郡衙)・梅曾遺跡(推定下野国那須郡衙)など。
9. 『鳴神山遺跡』『千葉県文化財センター年報 No.14—昭和63年度—』(財)千葉県文化財センター 1989。詳細については調査担当者の郷堀英司氏の御教示による。
10. 『新山遺跡』『千葉県文化財センター年報 No.14—昭和63年度—』(財)千葉県文化財センター 1989、田形孝一「古代上総・下総國の交通路について」『第17回 古代史サマー・セミナー発表資料』1989、『市川市新山遺跡—北総開発鉄道埋蔵文化財調査報告書II—』日本鉄道建設公団・(財)千葉県文化財センター 1990
11. 『松戸市五香六実元山所在馬土手』千葉県東葛飾土木事務所・(財)千葉県文化財センター 1983
12. 『高柳新田所在野馬土手—高柳土地区画整理に伴う埋蔵文化財調査報告書—』住宅・都市整備公団・(財)千葉県文化財センター 1989、『流山市内遺跡群発掘調査報告書—平成元年度—』流山市埋蔵文化財調査報告 Vol.12 流山市教育委員会 1990
13. 『常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書V—谷・上貝塚・若葉台・塚・馬土手』日本道路公団東京第一建設局・(財)千葉県文化財センター 1986
14. 『常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書IV—元割・聖人塚・中山新田I』日本道路公団東京第一建設局・(財)千葉県文化財センター 1986
15. 『御料牧場遺跡』建設省・(財)千葉県文化財センター 1988
16. 『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書V』新東京国際空港公団・(財)千葉県文化財センター 1985

IV 出土瓦の諸元的要素

1 生産現場からみた瓦

出土した瓦類は整理箱(54cm×33cm×15cm)に約32箱ある。軒瓦・丸瓦・平瓦・熨斗瓦・文字瓦からなる。今回、施工論の構築へ向けて瓦類の数量的把握を主目的に再整理した。基礎データはさらに生産工程の復原から工房組織を解明する指標も備えている。

つまり技術体系の要素を抽出し、道具類・製作技術の両側面から結合体を明らかにすることも可能であった。しかしその与件には満足いく解答を得られなかった。消費遺跡の性格にもよるだろうが、道具類・製作技術の結合がみられない運営形態で生産工房が規定されていたのであろう。この状況は生産組織の細部を復原するうえでは不利だが、一元的に供給されたことまで否定するものではない。つぎに出土量のもっとも多い平瓦について生産工程を追いながら少し詳しくのべ、それから軒瓦・丸瓦・熨斗瓦を解説する。成形技法についてはすでに『報告』で詳細な解説があるから最小限度にとどめる。

なお瓦を大別する相対的要素を胎土中の混和物にもとめ、5群に分類した。A群—白色砂粒を少し含む。B群—白色砂粒を多く含む(硬質の須恵質ものがある)。C群—小礫を多く含む。D群—黒色砂粒を少し含む。E群—黒色砂粒を多く含む。C群以外の4群の細分は主観的要素が強いため、説得力に乏しく、絶対的要素とすることはできない¹。とくに混和物の色調は焼成時の還元・酸化状態により発光が変わったものである可能性が強く、1個体の瓦に還元・酸化状態の部分があると、混和物の色調もそれに応じて変色している。つまり白色砂粒が還元状態、黒色砂粒が酸化状態で、焼成状態に影響された結果と理解するのが妥当である²。それにたいしてC群とした1群は焼成状態に左右されない要素のため、絶対的要素になる可能性がある。以下でその可能性も追及する。

平瓦

第1次成形は、布の合せ目・粘土板の合せ目の環状痕跡を残し、すべて粘土板桶巻作りである。粘土紐を素材としたものはない。分割断面は2例に残る。2次成形に縄叩き板を使用する。

桶 計測できる1個体の平瓦・文字瓦から桶の形状を復原すると、半径は広端部(3例)で150~155mm、中位(12例)では125~160mm、狭端部(3例)では135~155mm

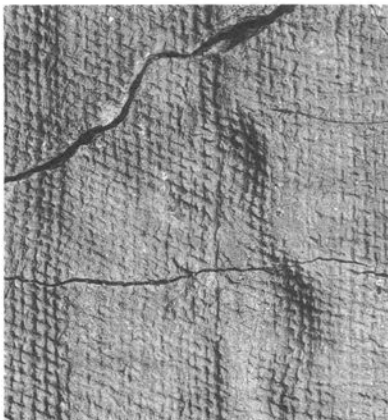


写真1 結節界点(22)



写真2 特殊な叩き目(24)

になる。半径150mm 前後の截頭円錐形の桶と考えてよいだろう。数値に開きがあるのは桶の大小・桶の開閉機構・焼き歪みが影響していると思われる。

枳板圧痕 凹面に布を介して残る。枳板圧痕間で高低があり、隙間もあり、一定していない。板幅は11~37mm で平均は22mm(186例)。平瓦1枚に10枚程度、4枚分割とすれば40枚程度の枳板がある桶を使用していたことになる。なお枳板どうしを連続した痕跡はなかったので、枳板の側面を貫通する穴に紐を通して連続したのであろう。

分割界点 粘土円筒を分割する際に、規格性を保持するための指標を桶本体に紐の結節で工作する。分割が界線に沿って厳密でなく、側面の削り調整が少なかったときにその痕跡を残す。熨斗瓦も含めて14例で確認した。いずれも2枚の枳板を連結する位置にあり、瀧本分類の分割突起I型になる。痕跡は布を介している³ので、結節状態まで復原できないが、およそ3類に分けられる。Aは瘤状の突起が3個縦方向に連なる。Bは輪をつくり、その先端は1本の紐として現れる。Cは枳板どうしを「コ」字状に繋ぐように突起が現れる。B・Cはそれぞれ1例ずつしかない。結節痕跡は胎土A群に多い。

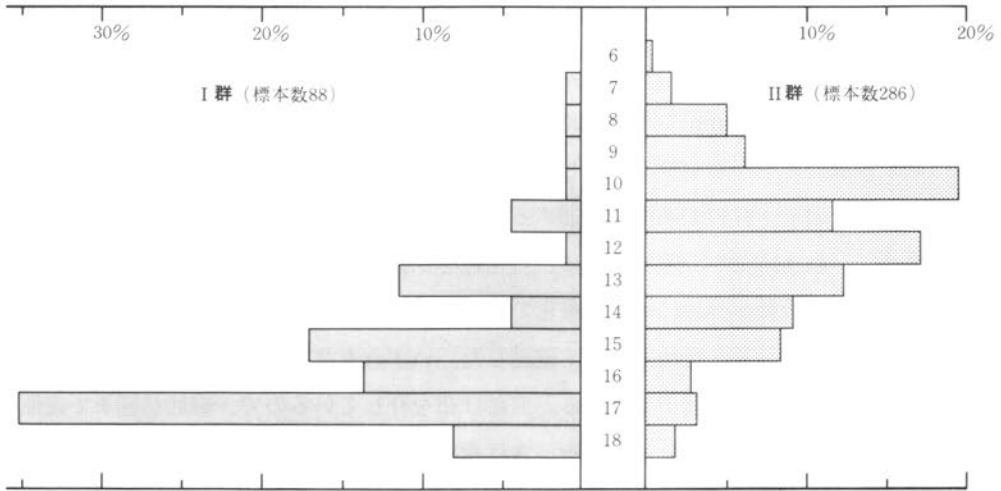
布の形状 丸瓦も含めてすべて平織の布を使用している。布の綴じ合わせを確認できたもの40例中、38例までが布を綴じ合わせない、1回の成形ごとに桶に布を巻き付けた一枚布の痕跡を残す。布は桶の全周すべてを覆っていないから、布の届かなかった部分には布を介さずに桶の痕跡が現れる。また合せ目の状況が「ハ」字状になることから、布が長方形であることがわかり、桶が截頭円錐形であることも裏付けている。2例の布綴じ痕跡は小片のため確証はない。一枚布の使用例は下総国分二寺にある⁴。

布の精粗 布の経緯は3cm四方を1単位に計測した。布の経緯は側縁平行と端縁平行の糸の本数は、端縁平行に密である⁵。布の経緯は大部分、端縁平行が経糸で縦長の布と考えてよい。布の経緯を胎土別にみると、胎土C群が他群とやや異なった分布域を示しているのがわかる。一枚布を使用していれば、1回ごとに布を巻く作業を行うので、布の状態は一定しない。したがってC群のうちでも粗い経緯のものは他の4群と区別はつかないが、それでも傾向はつかめる。丸瓦では平瓦以上に顕著に現れる。

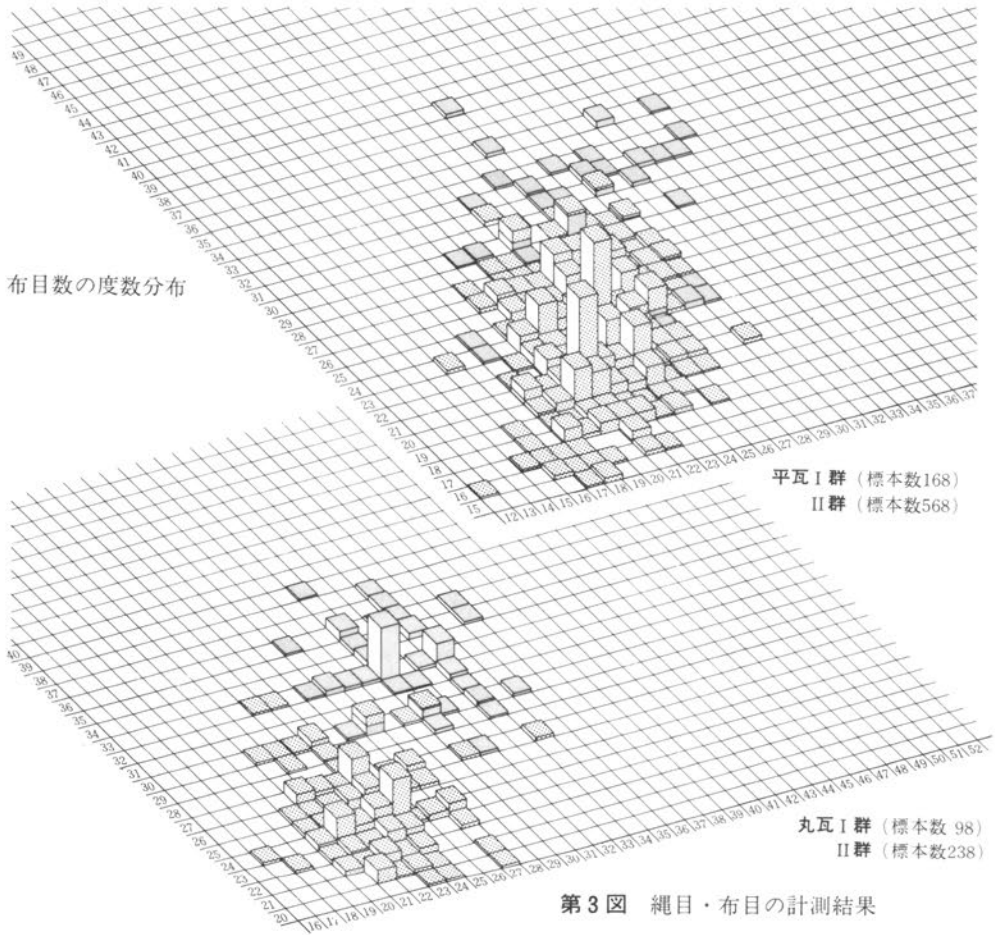
粘土角材 粘土角材は粘土塊の集合からできあがる。大塚前遺跡の資料には製品中の断面にその痕跡があったり、破面が粘土塊の接着面である場合もある。粘土塊作製時の圧力不足の結果といえるだろう。糸切り方向は弧を描く場合が多く、端面に平行する痕跡は非常に少ない。平瓦4枚分の粘土角材を素材としたときに想定できる糸切りの走行方向とは異なることを指摘できる。

粘土板巻きつけ 凹面の粘土板の合せ目は比較的丁寧⁶に消去し、文字瓦では記載面を平滑にすることも目的にしていたようである。粘土板の合せ目方向のわかる資料は平瓦

平瓦縄目数の度数分布



布目数の度数分布



第3図 縄目・布目の計測結果

で8例、文字瓦で1例あり、Sが5例・Zが4例となる。資料数は少ないながらS・Zの両者がみられ、丸瓦とは異なる。熨斗瓦では粘土板の合せ目のある例が14例ある。

叩き板 すべて縄を巻きつけた板を使用している。刻線叩き板を使用していれば、平瓦分類の基幹を叩き板に求めることができる。しかし縄巻き叩き板の場合、絶望的に近い。さらに大塚前遺跡の場合、成形時に胎土中の砂粒に似た砂を離れ砂としてまいており、条件はさらに悪い。縄1本1本の細部の観察が難しく、個体ごとの同一性まで見極められなかった。まれに特徴的な叩き板もあるが、個体数を追加できなかった。そこで縄の条数は幅5cmで計測して、傾向を把握することに努めた。その結果、絶対といえないまでも胎土C群が細かい縄目の領域に分布する傾向があることがわかった。なお桶巻作り通有の叩き締め円弧はみられない。

成形後の調整 1枚ごとの平瓦にする過程で行われる、端面・側面に施す調整。

端面 計測した端面長は円を構成する弧で弦ではない。凹面側の調整は少ない。

側面 両側面を残す資料でも左右で異なった調整方法の場合がある。また粘土円筒分割後、分割面を未調整で残すのが2例あった。

軒丸瓦

6弁宝相華文、同一文様で2型式ある。I型式は下総国分寺1104型式⁶と同範である⁷。II型式は下総国分寺では未発見である。胎土C群の軒丸瓦はない。

軒平瓦

宝相華文・均整唐草文の2系統の瓦当文様がある。均整唐草文はさらに範種に2種あり、2型式3種の軒平瓦が存在することになる。I型式1は下総国分寺2302型式と同範である。I型式2は直接照合できないものの、拓本で比較するかぎり下総国分寺2303型式と同範である⁸。II型式は下総国分寺では未発見であるが、下総国分寺2101型式の浅い段顎を成形する1群の技術系列のなかに位置付けられる⁹。下総国分寺の瓦生産工房では、浅い段顎の軒平瓦は下総国分寺2101型式に限られ、しかもその技術は少数派によって保持されただけで終息し、次段階へは継承されない。なお軒平瓦に胎土C群はない。

丸瓦

行基葺丸瓦のみ。成形台の下端に段状の突起のある例がある。凸面は細部にわたって調整されている。下総国分寺では調整に先立って、縄目の叩き板で叩き締めた例がある¹⁰ので、大塚前遺跡例も痕跡を残さないほど綿密に調整したと考えたほうがよいであろう。いずれにしても大別基準は平瓦よりさらに少ない。胎土・布目経緯の密度を整合的に理解する程度である。すでに平瓦の「布目の精粗」で説明したように、丸瓦でも胎土C群の布目の経緯が他群に比べ相当細かいという傾向にある。使用している布はすべて両端

I 型式



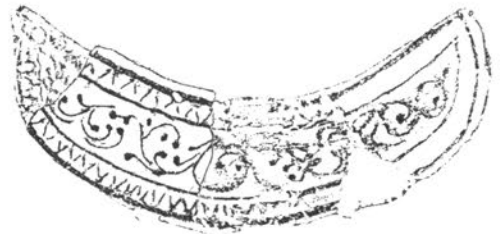
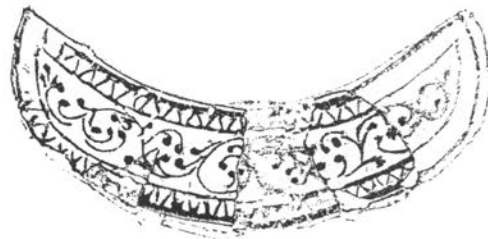
II 型式



I 型式 I



I 型式 2



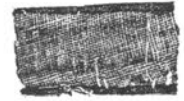
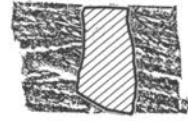
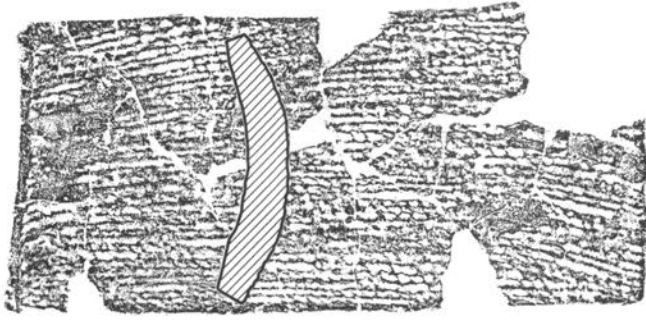
II 型式



0 30cm

第4図 軒丸瓦・軒平瓦

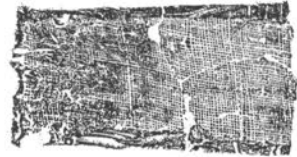
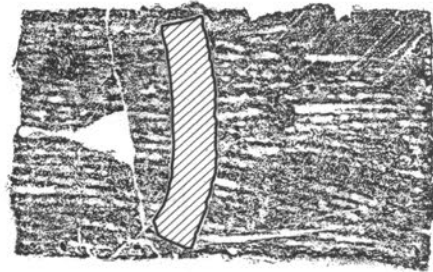
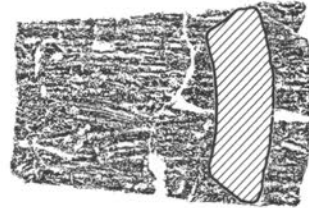
IV 出土瓦の諸元的要素



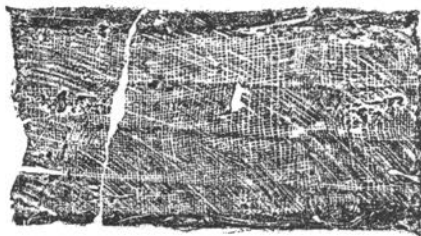
34(25)



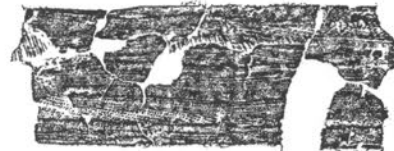
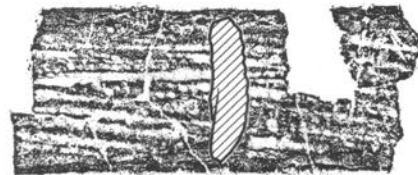
38(3)



14(6)



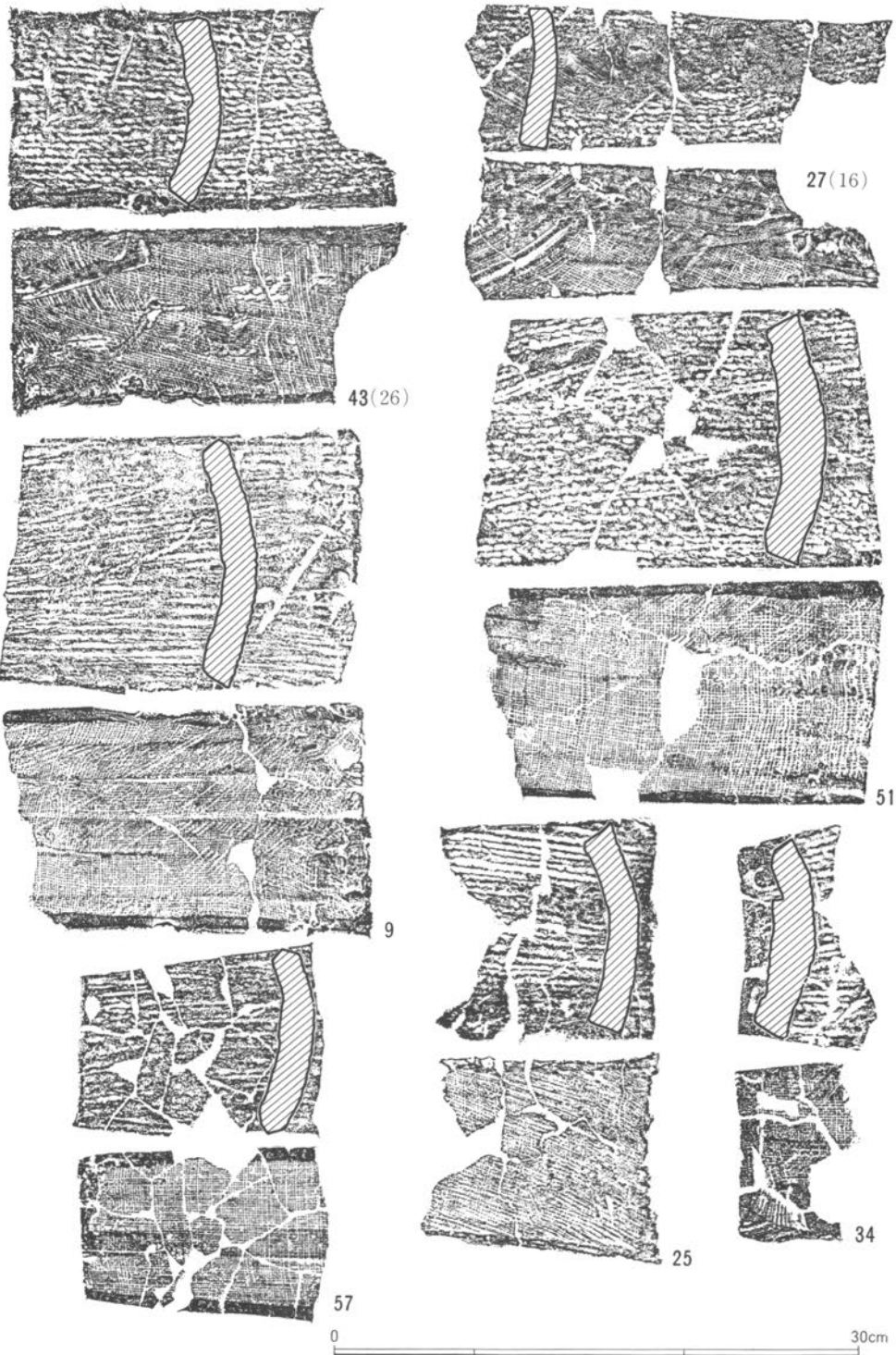
40(1)



19(15)



第5図 熨斗瓦



第6図 熨斗瓦

を綴じ合わせない一枚布である(39例)。粘土板の合せ目の残る例が15例あり、6例で巻き付け方向を確認できた。巻き付け方向は6例ともZ。軒丸瓦の丸瓦部の資料2例もZで計8例がZ、Sは1点もない。平瓦にS・Zの両者が混在するのは対照をなす。なお丸瓦の布の両端を綴じない一枚布の使用例は木下廃寺にもある。¹¹

熨斗瓦

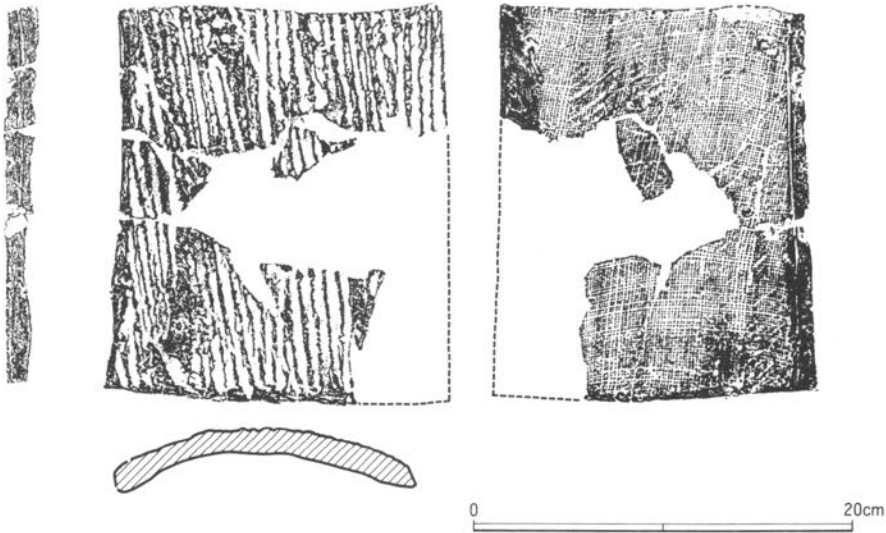
熨斗瓦には焼成前に成形したものと、焼成後に平瓦を半截してつくった割熨斗瓦といわれる、2者がある。大塚前遺跡では、前者の焼成前に成形したものに限られる。¹²今回は慎重を期して、両側面が確実に残ることを規制条件とした。完形品はないものの80点¹³にのぼる。実数はそれ以上あり、平瓦と分類したなかに含まれているのは確実である。割熨斗瓦の存在もまったく否定はできないが、あくまで確実な最低数量を提示するのが目的なので、かりにあったとしても、平瓦の数量がさらに減少することを意味するにすぎない。¹⁴なお胎土C群の熨斗瓦はない。

面戸瓦

今回実物として抽出できなかった。少なくとも焼成前に面戸瓦として成形したものがないのは確実なので、割面戸瓦を使用したと考えるのが妥当である。数量操作では考慮しなければならない。

半熨斗瓦¹⁵

全長を残す熨斗瓦と区別するために、半分の側面長しかないことから半熨斗瓦と仮称する。使用痕跡は残していない。¹⁶



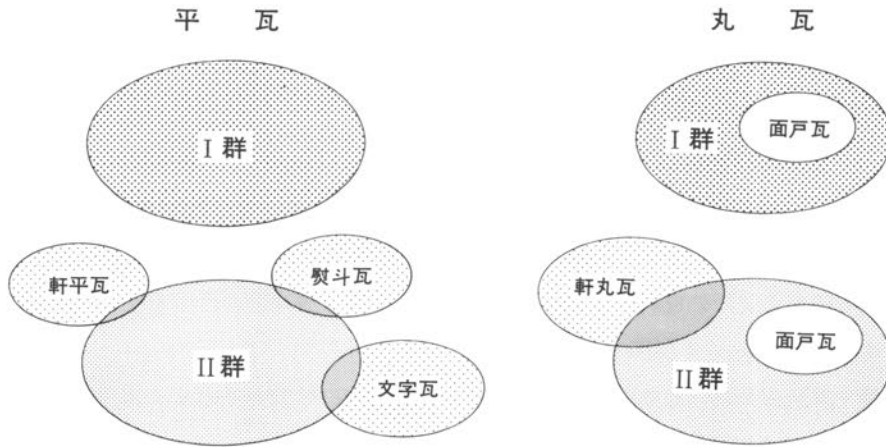
第7図 半熨斗瓦

大塚前遺跡の軒瓦には数種の範種が存在する。しかし下総国分寺の編年・技術体系に照らし合わせると、短期間に生産されたものであることは疑いない。軒平瓦は大塚前型式ともいえる文様構成で、支葉を多く派生させた均整唐草は東大寺6732型式¹⁷に近いものの、単位数や外区構成に相違点がある。丸瓦については胎土の弁別以上の情報は得られなかった。いっぽう平瓦はすべて桶巻作りで1枚作りは1点もない。叩き具などには相当の種類があっても、共通する要素のほうが多し。離型剤に砂を使用したり、布目・縄目の計測結果が胎土の大別に相応して偏在的な傾向をもつことが明らかになった。とくに軒瓦・文字瓦・熨斗瓦には胎土C群を素地としたものがなく、胎土C群が補完的に存在することから、これらに時期差を設定する積極的な根拠はない。また遺存度のよい大破片でこそ可能な、大別要素もあった。桶の大きさの大小に関する情報などがそれにあたる。しかし扱った資料の大半が小破片のために、その存在だけを示唆しておく。それから桶に巻く粘土板の合せ目の方向が平瓦ではS・Zがほぼ同数、いっぽう丸瓦ではZのみという対象的な出現率をみた¹⁸。分割痕跡数が把握できたうえでの数値なら、この事実から平瓦の2枚作り説を主張しても説得力がある。そうでない以上、集合体での数値の偏在性と判断されてもいたしかたない。しかし労働上の物理的特性を加味してよいのなら、2枚作り説に魅力を感じる。いずれにせよ工具も含めた生産工房の問題は、下総国分寺の豊富な資料群のなかで再度検討したい。

2 各種計測法による出土瓦の集計

計測法の対象¹⁹には重量・面積・端面長・側面長・隅角²⁰などがある。隅角計測法以外は算出にあたって、個体を代表するモデルが必要とする。それには完形品でしかも数的にまとまっていることが望ましい。大塚前遺跡での完形品は平瓦の1例にすぎず²¹、各破片の計測値から完形品の数値を修正して基準モデルとして成立させることになる。桶巻作りでは一枚作りとは比較にならないほど個体差が大きく、資料の集積によってもっとも平均的なモデルをつくるわけである。そうした数字上の操作を経て集計結果から瓦の枚数を想定する。ところで前節で検証したように胎土C群は他の4群から独立する。胎土C群は胎土の判別が布目・縄叩き目の計測結果より確実に優位にあり、丸瓦・平瓦のみから構成され、軒瓦・熨斗瓦・文字瓦を構成する資料でないことがわかった。便宜上、胎土C群をI群、それ以外をII群とし、その関係を図示したのが第8図である。

抽出にあたっては次の2点の理由から条件を付加した。第1点は重量計測法ではすべての個体を計測できても、それ以上の情報を提供しないものが出てくる。実際の観察でもそれは相当量あった。第2点は凹・凸片面ずつしか遺存しないものを重複して数量化



第8図 計測個体の属性の重複関係

する危険性である。そこで設定した条件は、最低凹面を残し、凹面の遺存状況が 3×3 cmの布目を計測できる範囲とした。隅角は本来広端・狭端の左右をわけて数えられれば確実性はより増す。しかし小破片が多く、識別できる資料が非常に少なかったのでその区別はしていない。計測個体数は平瓦で1,739個体、丸瓦は757個体、文字瓦(49個体)・熨斗瓦(80個体)については全点とし、条件を満たさないものは重量のみの計測で数量化した。平瓦・文字瓦の集計結果は以下のようになった。

	重量	面積	端面長	側面長	隅角
I 群	30,605g	7,113.4cm ²	563.9cm	638.1cm	35
文字瓦	24,227g	5,978.1cm ²	356.8cm	352.3cm	20
II 群	139,626g	34,325.1cm ²	2,314.3cm	3,419.5cm	226
II群+文字瓦	163,853g	40,303.2cm ²	2,671.1cm	3,771.8cm	246
総計	194,458g	47,416.6cm ²	3,235.0cm	4,409.9cm	281

標本モデル(1点・胎土A群)の数値を掲げる。

重量 3,138g (現存重量は3,107g)

面積 842.0cm² (復原以前の現状面積は833.7cm²、完形面積の99.0%である)

端面長 45.5cm (広端面24.7cm・狭端面20.8cm)

側面長 72.0cm (右側面34.8cm・左側面37.2cm)

標本モデルの端面長・側面長の数値を文字瓦・熨斗瓦から個体特性の評価をし、標本モデルの数値を修正する。なおI群の瓦は使用していない。

広端面長平均値 25.3cm (広端面長合計 126.5cm / 計測資料数 5 平瓦・文字瓦)

狭端面長平均値 20.8cm (狭端面長合計 249.6cm / 計測資料数12 平瓦・文字瓦)

側面長平均値 35.5cm (側面長合計 71.0cm / 計測資料数2 平瓦・熨斗瓦)

この結果に標本モデルの数値を加味して修正する。

広端面長平均値 25.2cm (広端面長合計 151.2cm / 計測個体数6)

狭端面長平均値 20.8cm (狭端面長合計 270.4cm / 計測個体数13)

側面長平均値 71.5cm (側面長合計 143.0cm / 計測個体数2)

この数値を小破片の資料化に還元するので、広端面・狭端面の区別をせずに両端面長の平均値 (46.0cm) を採用する。

面積・重量については検討する手段がないので標本の数値をそのまま採用し、計測個体数1,739個の相当枚数を計測法ごとに算出してみる。

	重量	面積	端面長	側面長	隅角
I 群	9.8枚	8.4枚	12.3枚	8.9枚	8.8枚
II 群	52.2枚	47.9枚	58.1枚	52.8枚	61.5枚
合計	62.0枚	56.3枚	70.4枚	61.7枚	70.3枚

結果を検討してみよう。I 群は独立した平瓦群だから、理屈ではII群以上に個体差を超越して数値がまとまるはずである。端面長の数値を除けば、ほぼ9枚前後の枚数になる。とくに隅角からの枚数もそこに落ち着くのは、I群から熨斗瓦を製作していないことを裏付けている。I群の端面長からの枚数が多いのは、まず考えられるのが端面長を狭端面長・広端面長の総和で扱ったための誤差とする理由である。しかし狭端面長・広端面長の差が4.8cm²²にしては差があまりに大きい。また半平瓦の存在も予想できる。半平瓦は通常の平瓦の端面長をもつものの、側面長はその半分である。それも隅角の枚数もそれに応じて増加していなければ、首肯できない。強いて説明すれば、脆弱な製品のために隅角を破損し、半平瓦に対応する隅角数が残らなかったという理由であろうか。

II群では端面長と隅角からの枚数が多い。これは葺工による瓦の打ち欠きはほとんど行われなかったことをしめしている。隅角についてはII群で軒平瓦・熨斗瓦を製作したという想定を補強する結果である。今回は熨斗瓦の確実な数量を把握するのが目的だから、両側面を残さない不確実な資料は平瓦に含めている。その分量が数字に顕在化したわけである。端面長からの枚数については軒平瓦の狭端部を数えていることがまず第1の理由である。この軒平瓦の平瓦部についてはあとで差し引くことができる。またI群同様、半平瓦の存在も考えにいれなければならない。いずれにしても熨斗瓦・軒平瓦狭端部として、どの程度誤差を見込めるのか、この段階ではまだ不確定である。

ところで面積からの枚数が両群を通じて少ない傾向がある。理由としてモデルが標準

的な平瓦を上回った可能性が考えられる。端面・側面の平均値から機械的に截頭円錐形を復原して表面積を算出すると、粘土円筒から4枚の平瓦を取ったと仮定して、1枚の面積は約825cm²になる。もう一つの検証する手段に平瓦の断面の計測値から算出する方法がある。ただし狭端部の測定値は中位の円弧の数値より低くなり截頭円錐形を形成しないので、中位の平均値を優先して算出すると約815cm²となる。その数値を援用してそれぞれ計算し直すと、I群では825cm²で8.6枚、815cm²で8.7枚、側面長・隅角からの数字に近くなる。II群でも各々48.9枚、49.5枚と50枚前後になり、面積・側面長からの枚数に近く、まだ整合性がある。モデルが標準的な平瓦を上回ったという想定は妥当なことがわかる。したがって凹面の面積には815cm²を採用する。それでも面積からの枚数が少なくなるのは、断面が鋭く破砕し、遺存状況が著しく低下したためであろう。

以上の結果を踏まえて、I群の想定枚数を9枚、II群の想定枚数は計測法によって開きがあり一概に確定できないが、端面長の枚数をとりあえず除外し、重量・面積・側面長の枚数を平均して52枚とする。その結果I群とII群の数量比は1:5.8となる。

丸瓦 平瓦以上に条件は悪く、モデルとなる完形品が1点もない。また焼成前の面戸瓦はなかったが、割面戸瓦はその存在すらわからない。モデルの欠如については下総国分僧寺²³・下総国分遺跡²⁴の資料を参考資料として補強することにする。

	重量	面積	端面長	側面長	隅角
I群	15,180g	4,868.4cm ²	232.2cm	447.6cm	19
II群	44,663g	15,196.0cm ²	642.0cm	1,323.9cm	66
合計	59,843g	20,064.4cm ²	874.2cm	1,771.5cm	85

さらに丸瓦の場合、平瓦以上に隅角の仕分けが可能である。瓦1枚の面積が小さいことに助けられているといえよう。隅角の位置の内訳をつぎに記す。

	広端部右	広端部左	狭端部右	狭端部左	不明
I群	10	7	0	2	0
II群	13	15	18	18	2
合計	23	22	18	20	2

四隅の隅角は計測上の定点で、重複することのない絶対的な存在である。破砕した1枚ずつの丸瓦を数えているのなら、理論上は同数の隅角の数が存在しなければならないのに、結果は必ずしもそうではない。しかし部位ごとの右・左に数字上の差はほとんどなく、少ない資料ながらも有効性はありそうである。論点を広端部・狭端部の遺存状況の差に絞る。I群で狭端部の数が左右とも少ないのは、平瓦の項でもその可能性を指摘したようにI群の胎土の脆弱さ、さらに丸瓦狭端部は傾向として広端部より薄く作り破

損しやすいため、どちらが有力ともいえず、相乗効果の結果と判断する。また葺工による破壊も否定できない。II群では逆に狭端部側の数量が広端部を上回る。狭端部が破損しやすい条件はII群でも同じだろうから、少なくとも上回った分だけの軒丸瓦丸瓦部の存在を仮想できる。またI群でその逆転相がみられない事実から、I群に軒丸瓦が存在しないことを数字のうえでも確認でき、平瓦の結果とも呼応する。

隅角データの有効数字は、潜在的な軒丸瓦があるので広端部の最大数を有効とする。I群では10枚、II群では15枚でI群・II群の量比が1:1.5と拮抗する。この数字を根拠に丸瓦の推定枚数を個体特性として検討してみよう。

側面長の推定できる資料は1例だけである。右側面を復原して31.2cmになる。下総国分僧寺跡の1点は軒丸瓦の丸瓦部である。側面長は欠失部分を復原して33.0cm、丸瓦のほぼ完形の資料で35.5cm、下総国分遺跡の1例が約32cmで、それらを平均すると33.5cmである。大塚前遺跡の資料がやや小さいことになる。この資料は狭端面長も平均を下回るので、大塚前遺跡のなかでも標準以下だった可能性がある。狭端面長は4例からの平均で12.9cm、広端面長は3例からの平均で21.9cmである。しかし端面長の数値は上述のように、軒丸瓦を含まないI群ですら、広端部と狭端部で遺存状態に大きな差があり、信頼できる想定枚数を導くのは難しい。

そこで側面長の数値で算出した枚数と推定枚数を比較してその違いをみてみよう。側面長の数値を修正して32cmとすると、I群で7.0枚、II群で20.7枚となる。I群で推定枚数を下回り、II群では反対に上回り、隅角からの数量にほぼ対応する。そこからI群では狭端部近くの側面までも欠失しているという推測が可能だし、II群では軒丸瓦の側面を数えているという説明ができる。

さらに重量・面積の数値にも1個体あたりの数字上の裏付けが必要である。とくに計測個体以外の破片は重量で資料化している。その枚数を算出する根拠がいる。I群から検討してみよう。I群の側面長から算出した7.0枚、それから端面長の合計からの枚数は6.8枚と、差が非常に少ない。遺存状態は悪いながらも妥当な数字であろう。これを根拠に平均の6.9枚から1個体あたりの重量を計算すると、2,200gになる。II群の端面長からの枚数は突出してしまうので、側面長からの枚数19.8枚だけで計算すると2,255gとなる。両者の平均は2,228gで、これを丸瓦を代表する重量とする。平瓦の側面長データからの枚数で総重量を割った1個体の重量は3,151.7g、モデル重量の3,138gの値に近く、側面長と重量は比較的相関したと、今回は理解しておく。

上記の瓦群以外に計測基準を満たさない平瓦・丸瓦が整理箱に約2箱分、62,289g/資料数13,361点ある。大塚前遺跡の資料は、粘土角材を成形するときの粘土塊の圧着が不

十分だったために空隙が多く、破面をなす確率が高い。その面で割れているほとんどのものは平瓦・丸瓦の種別選定が困難である。そのために無理に平瓦・丸瓦の仕分けを行わなかった。この資料群をとりあえず平瓦・丸瓦の重量比で按分してみる。その単純重量比は1:3.25だから、平瓦相当分が47,632.8g、丸瓦相当分が14,656.2gになる。それぞれをモデルの重量で推定枚数を算出すると、平瓦が $47,632.8g \div 3,138g = 15.2$ 枚、丸瓦が $14,656.2g \div 2,255g = 6.5$ 枚になる。平瓦はさらにI群・II群の重量比1:0.93をII群の重量に加味した1:5.37で計算すると、I群が2.4枚、II群が11.9枚になる。丸瓦ではI群・II群の量比が1:1.5だから、I群が2.6枚、II群が3.9枚となる。その結果、平瓦の想定枚数はI群が9枚+2枚=11枚、II群は52枚+12枚=64枚、総枚数75枚となる。一方、丸瓦はI群が9枚+2枚=11枚、II群は15枚+4枚=19枚で、総枚数を30枚と想定できる。

熨斗瓦 熨斗瓦については現在把握している80点という数量以上の確かな根拠はない。

軒瓦 瓦当面を残す資料をすべて数え、軒丸瓦13、軒平瓦16点となる。

つぎにこれらの数字上の操作から得た結果を、確定枚数に近づけなければならない。ここまでの数字には確実に「～以上」という但書きがつく。我々が接する遺物は、後世の土地利用や改変等の人為作用や自然の営為作用で、地表面にある遺物ほどその影響を受けやすい。その結果、廃棄時以上に損壊し、調査時にどれほど神経を使って取り上げても、けっして廃棄時の状態まで復原できない。また極小の遺物ほど土にまみれ識別を困難にし、調査で取り上げることができない場合すらある。それでも大塚前遺跡では相当の緻密さで遺物を拾い上げているはずであり、現状の調査と比較すれば後者の可能性は非常に低い。にもかかわらずそうした状況を想定するのは、接合・復原の結果にその痕跡が見え隠れするからである。つまり平瓦・丸瓦についてはさらに時間をかければ接合資料は確実に増える。とはいってもすべてを完全には復原できない。軒瓦を例にとれば、軒瓦は小片でも抽出でき、瓦当面上での位置も推定しやすい。にもかかわらず、すべての破片を集めても、軒瓦として完結しない。なぜなら失われたものがあるからである。それが「～以上」の真意である。その状況は遺跡によっても異なる。瓦窯出土の一括資料ですら、いくぶんの散失を見込まなければ数字上の誤差を説明できない場合がある。²⁵消費遺跡ではなおさら散失分を考慮しなければならないのは当然であろう。

現在までの調査で遺物の散失率という問題に、正面から取りくんだ事例は皆無に近い。²⁶しかしこの問題を素通りには、遺物総量を基礎とする施工論を進めるのは不可能である。散失率は本来、遺物の細別で比較検討し、厳密な数字で表示するのが理想だが、大塚前遺跡の資料にそれほどの良好性はない。しかも遺構と遺物の関係が流動的だから、

散失率も算出のしかたによって相当の幅が生じてしまう。だからといって散失率にたいしてそれほど悲観的になることはない。最大譲れる限界をまず想定し、それへの評価からさらに幅を限定すればよい。課題はあくまで屋根に葺ける瓦の最大枚数だから、散失率さえ提示できれば、仮定の屋根面積との具体的な比較が実現するわけである。現時点では表示も最終的には経験による良心的な判断に委ねざるを得ないであろう。

そこで算出できる散失率を提示し、その数字を検討してみよう。軒瓦は遺存状況が極端に低いから除外し、熨斗瓦を対象にする。熨斗瓦はいうまでもなく平瓦を縦に截断し、その側面長は平瓦と同じである。また端面幅が狭く、文字瓦よりも平瓦と混同する可能性が少ないという利点がある。幅は生産工房における計画性のもとで決定されたはずだが、遺物として扱う幅は任意である。その事実から、重量・面積・端面長を根拠に算出した個体数では信頼性が低いという結果は明らかである。残された側面長の数値を利用して、散失率（1－遺存する側面の総延長÷復原個体数の側面の総延長）を算出してみる。側面長の基準数値は平瓦のモデル数値である。

2通りの条件設定で試算すると、側面長の2分の1以上残るもので散失率をみると40.3%（計測個体数10）、側面長の3分の1以上残るもので散失率をみると51.6%（計測個体数20）となる。前者は、半分以上残る他の熨斗瓦とはけっして接合しないという厳密な条件のもとでの値である。実際にはある程度の大きさがあれば胎土・色調・調整痕跡から同一性は判別できるから、前者の条件をやや緩和したのが後者である。その差は10%程度しかなく、設定条件の内容にそれほど左右されないといえる。したがって50%前後の数値が現時点で見積もれる最大の散失率であろう。資料が小破片であればあるほど、よほどの連続性がないかぎり、同一性を見極めるのは困難になる。そうした資料の集合のなかで、散失率50%前後という数値は現実離れしていると判断する。

文字瓦ではどうであろう。文字瓦の重量・端面長・側面長の算出結果と文字実数とのあいだに差があるのは明らかである。文字は平瓦1枚に1字と考えられるから、少なくとも42点にのぼる文字の書かれた平瓦が存在し、それにたいする文字瓦の実際の分量との差を文字瓦の散失率とすることができる。平瓦の基準値を用いて文字瓦の相当枚数を算出したのがつぎの一覧である。

文字数		42.0枚
重量	22.796g	$22.796\text{g} \div 3138\text{g} = 7.3\text{枚}$
広端面長	321.6cm	$321.6\text{cm} \div 25.2\text{cm} = 12.8\text{枚}$ （計測個体数42）
狭端面長	13.1cm	$13.1\text{cm} \div 20.8\text{cm} = 0.6\text{枚}$ （計測個体数2）
側面長	320.2cm	$320.2\text{cm} \div 71.6\text{cm} = 4.5\text{枚}$

広端隅角 19 $19 \div 2 = 9.5$ 枚

これだけの資料からではせいぜい平瓦10枚分程度の値しか出てこない。42点の文字瓦との格差はあまりに大きい。遺存状態と原因も含めてつぎにみてみよう。また散失率に直接反映しない2次的な要因についても述べてみる。

散失率 原因

重量	$3138\text{g} \times 42 = 131,796\text{g}$	17.3%	特定部位で抽出したため
広端面長	$25.2\text{cm} \times 42 = 1,058.4\text{cm}$	30.4%	広端縁から離れて文字が書かれる
狭端面長	$20.8\text{cm} \times 42 = 873.6\text{cm}$	1.5%	文字が広端部側にあるため
側面長	$71.6\text{cm} \times 42 = 3,007.2\text{cm}$	9.4%	文字が中央にあるため

比較的高い数値をしめす広端面長のデータでも30.4%程度の数値しか得られず、熨斗瓦以上に積極的な数値は得られない。その数値も逆にみれば、多くの破損部分を平瓦のなかに含んでいることを暗示している。文字瓦と直接破面接合する面をもたないがために、相当量のものが平瓦のなかに取り込まれた結果であるといえる。散失率を直接反映する数値は得られないが、この数値から平瓦のなかに取り込まれた文字瓦の分量を推定するのは可能である。以上の検討から、熨斗瓦の50%に上積みして見積った20%を散失率として設定する。残り80%が遺存率ということになる。その散失率を利用して全体的な分量を確定しておく。

平瓦

I 群 $11\text{枚} \times 1.2 = 13.2\text{枚}$

II 群 $64\text{枚} \times 1.2 = 76.8\text{枚}$

丸瓦

I 群 $11\text{枚} \times 1.2 = 13.2\text{枚}$

II 群 $19\text{枚} \times 1.2 = 22.8\text{枚}$

平瓦II群には文字瓦・熨斗瓦の潜在的な破片資料が含まれている。文字瓦の散失率を広端面から遺存長から30.4%としてその分を見込むと、 $42\text{枚} \times 0.70 = 29.4\text{枚}$ が散失したことになる。また熨斗瓦は復原できる個々の面積と遺存している計測面積との差をもとめる。復原面積は平瓦の基準側面長の35.8cmと平均幅から機械的にもとめたものである。その結果、欠失している面積の合計は $20,332.722\text{m}^2$ になり、平瓦1枚に換算すると24.9枚分にも相当する。したがって文字瓦を除いた平瓦II群の枚数は、 $76.8\text{枚} - 29.4\text{枚} - 24.9\text{枚} = 22.5\text{枚}$ となる。

以上未解決の部分が多いが、すべての種別に整理してみるとつぎのようになる。

	軒平瓦	軒丸瓦	平瓦	丸瓦	熨斗瓦
I 群	0点	0点	13.2枚	13.2枚	0枚
II 群	16点	13点	64.5枚 (平瓦22.5枚+文字瓦42枚)	22.8枚	80.0枚
合計	16点	13点	77.7枚	36.0枚	80.0枚

したがって丸瓦と平瓦の量比は1:2.2となる。また数量上の割合を見てきづくのは、平瓦Ⅰ群の13.2枚にたいして、丸瓦のⅠ群が13.2枚。平瓦Ⅱ群の22.5枚にたいして、丸瓦Ⅱ群の22.8枚となり、偶然の結果にしては、数字上では対応する。

註

1. 経験的な判断の中身が科学的なこともまた事実である。しかし経験的なデータのみで第三者を納得させるのは難しい。その意味で絶対的要素になり得ないということである。
2. 大脇 潔 「A 屋瓦と製作地」『飛鳥・藤原宮発掘調査報告 II—藤原宮西方官衙地域の調査—』奈良国立文化財研究所 1978
3. 瀧本正志 「平瓦桶巻作りにおける一考察」『考古学雑誌』第69巻第2号 1983
4. 市立市川考古博物館にて実見。
5. 布目順郎 「繊維遺物の調査について」『絹と布の考古学』1988。なお瓦の側面に平行な糸目を縦糸、それと直行するものを横糸とする場合がある（『第Ⅱ部 繁昌廃寺遺物調査報告』『Trench』34 1982など）。結果はそうであっても、結果前に決定することはできないはずである。
6. 型式番号は『市川市出土の瓦 Ⅰ』市立市川考古博物館 1989。なお同書の趣旨からいえば、軒丸瓦Ⅱ型式にも型式番号があたえられなければならない。
7. 同範の認定は実物を直接つきあわせて行った。
8. 拓本は『市川市史』第2巻 1974に掲載されているのみである。
9. 軒平瓦の接合方法について森郁夫の意見がある（『北野廃寺瓦窯について—討論—』『歴史考古学を考える Ⅰ—古代瓦の生産と流通—』帝塚山考古学研究所 1987）。
10. 佐々木和博 「下総国分僧寺址北方における新発見の遺物（Ⅲ）」『昭和53年度市立市川博物館年報』1979
11. 佐藤克巳・高木博彦 「木下廃寺の古瓦」『ふさ』第5・6合併号 1974
12. 下総国分寺には分割断面を残す熨斗瓦がある（市立市川考古博物館にて実見）。
13. 『報告』に表示された数値に誤りがある。本文では総数を49例としているにもかかわらず、計算上では分母を48例にしている。挿図・図版に28例しか掲載していないので、いずれとも決めがたい。
14. 割熨斗瓦と製品の熨斗瓦が1遺跡で混在していることがある。平瓦を建築現場で加工した半截熨斗瓦を除いて、幅の狭い熨斗瓦は生産時に用意されたものと理解されている（上原真人 「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった」 1988）。平瓦からさらに分割して幅の狭い熨斗瓦をそろえるのは確かに困難だから、基本的にはそうした調達方法がとられたのであろう。しかし高尾廃寺では平瓦半截幅の熨斗瓦が同幅の割熨斗瓦に混じって出土している（『高尾廃寺跡発掘調査報告』加賀市教育委員会 1980）。大塚前遺跡のように平瓦半截幅の熨斗瓦まで製品で用意しているからといって、同幅の割熨斗瓦の不在までが保証されているわけではない。
15. 平瓦を焼成前に加工したものは点数が少なく、現状で道具瓦の範疇以上に理解するには材料が不足している。しかし製品である以上、計画的生産のなかにあったという事実には変わりはない。焼成前に加工した平瓦には木更津市上名主ヶ谷窯（『木更津市上名主ヶ谷窯跡確認調査報告書』千葉県教育委員会 1989）で出土した平瓦の一部を方形に切り取ったものなどは、同種のものが三重県朝日郡繩生廃寺塔跡出土例（『繩生廃寺跡発掘調査報告書』朝日町教育委員会 1988）にもあり、使用方法を確定できれば新たな名称を付すべきであろう。
16. 『報告』では隅平瓦を1例紹介している（6—33図・図版108—29）。今回整理した結果、丸瓦の一部であることがわかったので訂正する。隅平瓦1点の存在が棟構造を規定し、肝腎の施工論に影響する

とも限らないので敢えて付言しておく。

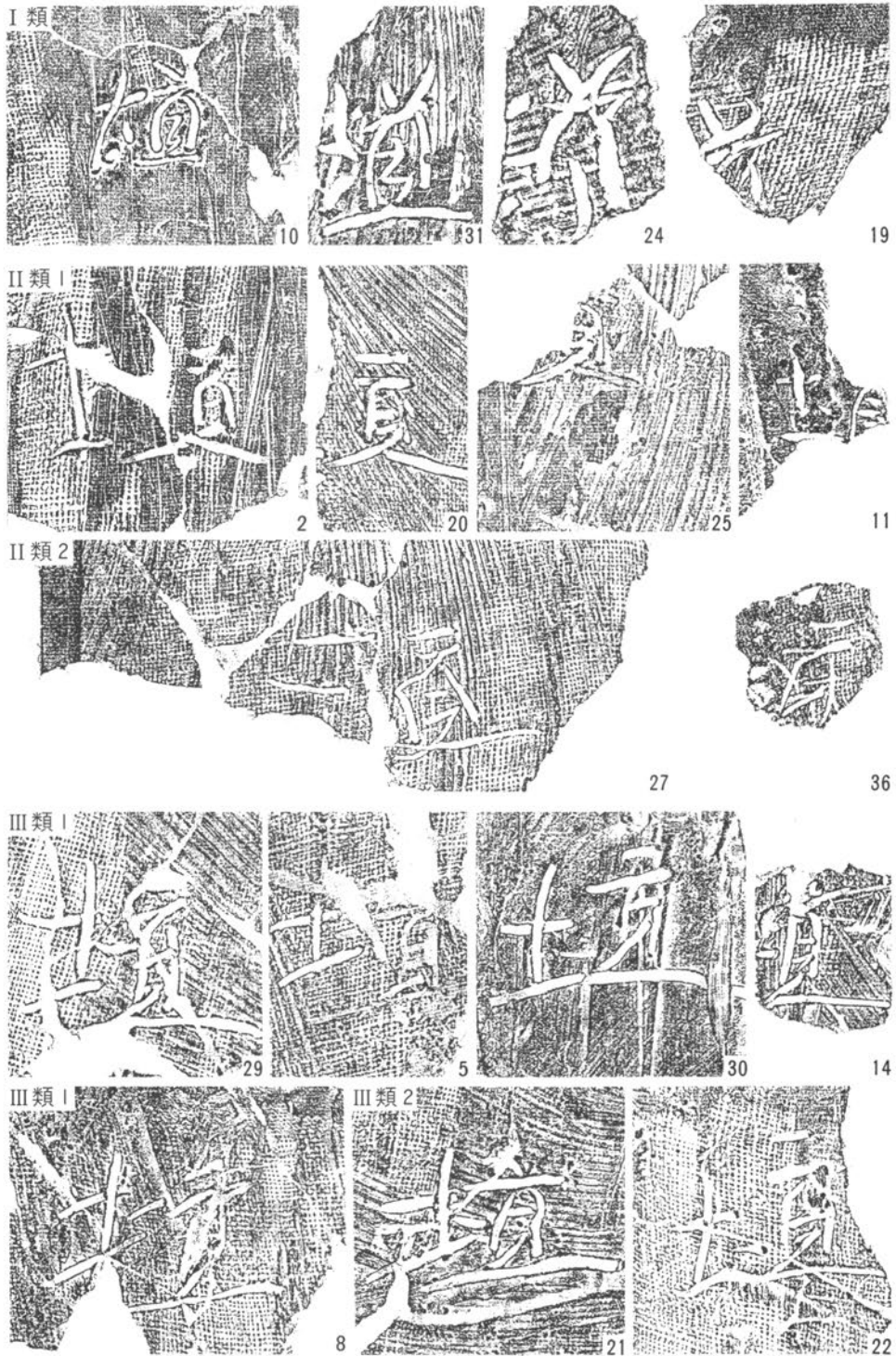
17. 『平城宮出土軒瓦型式一覧』 奈良国立文化財研究所 1978
18. S・Zの出現は任意性が低く、瓦工の作業手順に沿った不文律の習慣性に規制されたものである(関口・手塚「沖縄本島与那原町に残る造瓦技術について」『Circum-Pacific』2 1975)。山田寺の桶巻作り平瓦では、桶に巻く粘土板は2枚が圧倒的に多いという(「IV 山田寺第5次調査(東回廊)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』14 奈良国立文化財研究所 1984)。
19. 五十川伸矢「平瓦の数量計測方法の分析—生産遺跡の場合—」『京都大学構内遺跡調査研究年報 昭和58年度』1986
20. 面積の計測は凹面の形状をトレーシングペーパーに写し、それをプランメーター(タマヤ計測システム株式会社製 デジタルエリアラインメータ PLANIX5000)で計測した。重量は化学天秤(SHIMAZU EB-3200D)を使用した。
21. 『報告』の重量は誤りであろう。
22. 半熨斗瓦の存在から予想した平瓦の1形態である。
23. 佐々木和博「下総国分僧寺址北方における新発見の遺物(III)」『昭和53年度市立市川博物館年報』1979
24. 『下総国分の遺跡』国分校地遺跡発掘調査団 1974
25. 『丹波周山窯址』京都大学文学部考古学研究室 1982
26. 東京都小金井市中山谷遺跡の2号住居址で1.5mmメッシュを使用してが試みられている。完形土器6点を含む3517点の土器片が手掘りで出土し、ウォーターフロテーション・セパレーションによってさらに4491点の微小土器片を抽出した(『中山谷遺跡』国際基督教大学考古学研究中心 1975)。

V 文字瓦の特質

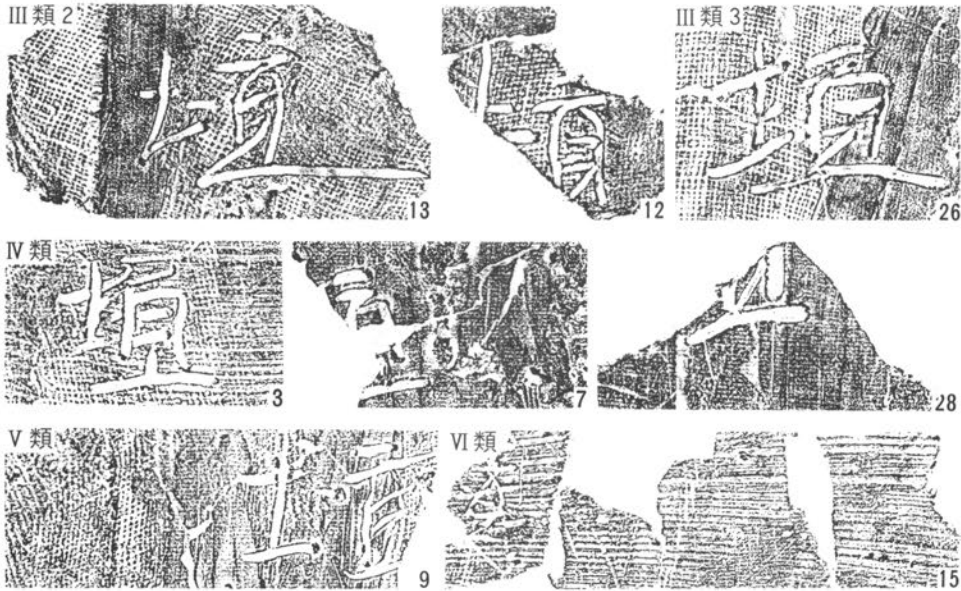
出土した文字瓦は『報告』でも指摘されたように、「埴」1文字を数人の書き手で書いたという特異なものである。その事実を書体の分類から再確認しておこう。古代に認識されていた「埴」は筆跡を見るかぎり、現代とかなり異なっている部分がある。偏が1画多く、11画の作りを2画に認識し、「ル股」に書く場合もあったことなどをあげられる。以上を踏まえてVI類9種に分類した。分類に属さないものも2点ほどあるが、今回は複数個体あるものを対象にしたので省いた。

- I類** 4画・5画が「ソ」に似て、8画・9画・10画を連続するもの。2点の筆跡をみるかぎり、土偏の2・3画は連続する。
- II類** 11画が分離して2画分となり、それが交差して左右に長く振り分けられるもの。2種あり、整っているものが1、バランスの崩れたものを2とする。
- III類** 10画・11画が連続し、11画を横に長く引くのを特徴とする。3種。1は7画目の肩を意識し、2は角が丸味をおびる。3は作りの幅が広い。
- IV類** 7画目の肩が角張り、10画・11画が「一」になるもの。11画目も短い。

墨書土器の文字痕跡では、III類が成田市大袋腰巻遺跡に、IV類が成田市中山遺跡²にあ



第9図 文字瓦の分類 (縮尺2分の1)



第10図 文字瓦の分類（縮尺2分の1）

る。時期的にも大塚前遺跡とさほど隔たりがなく、大塚前遺跡特有の文字痕跡でないことがわかる。

書いた位置は凹面の広端縁を上にした広端面からの6.5～11.5cmの間で、中央から左側である。字体が上下逆になる例が1例（10）あるのみで、書く位置は凹面広端面側中央を原則としたようである。書体分類と相関すると思われるのが工具痕跡で、類別にある程度対応する。II類での痕跡は横画が太く、縦画は細い。I類・III類では横画・縦画で太さが変わらない。使用した工具はすべて断面が丸みをおびた長方形の同一工具かもしれない。かりにそうでも痕跡に相違がある以上、それも書く行為における個人の癖であり、個性の一つと評価したい。また縄目・布目の計測結果でもやや異なった領域に分布し、瓦製作者が記載し、記載者に数名いたことは疑いない。痕跡からこれ以上細分できる要素がなく、個人を示標するまでの確証はない。³

これらの文字は生瓦を調整してから焼成する以前に書かれ、生産工程中でも時間的に限定できる資料である。それにもかかわらず、なぜ同筆と断定できるまでにいたらないのであろうか。それは個人が署名を目的にしたものですら、変異型が存在するからである。たとえば長岡京出土木簡のなかに約3箇月間にわたって記載日の分かる「秦安万（麻）呂」自署の木簡付札がある。⁴同一日の筆跡はほとんどかわらないものの、記載日が違えば筆跡も異なり、悉意的に筆を運んだことを指摘できる場合がある。⁵自署ですらこの程度の任意性が存在する。大塚前遺跡の「埴」文字瓦には数人の書き手が予想でき、多様





第12図 端面・側面の残る文字瓦

性は個人以上の内容で包摂されているといわなければならない。しかし類別が他類にたいして対立するのは確かだから、類別内のいくつかは同筆であっておかしくないし、II類・III類の種別は記載した日が異なると解釈することまで否定はできないのである。⁶そこでその可能性も考慮しながら、下総国分寺の文字瓦と比較検討して、大塚前遺跡の文字瓦の特殊性をいっそう浮き彫りにしてみよう。

下総国分寺でも「埴」文字瓦が数点出土しており、III類と認識できる例がある。⁷また丸瓦の「埴」文字瓦資料は大塚前遺跡では未見である。しかし文字瓦の絶対量からいえば、下総国分寺の文字瓦の特徴は人名と判断できる文字瓦にある。明らかなのに「荒人」・「古尼麻呂」などがある。「古尼麻呂」については「麻呂」という男性名と「尼」の組み合わせは一見不自然にみえる。しかしつぎのことから「古尼麻呂」で完結する人名と考える。「麻呂」の頭に置く用字には1～3字まであり、もっとも長い「中臣片岡連五百千真埴麻呂」（『続日本紀』天平寶字8年10月7日条）で5字である。「古尼麻呂」は4字構成だから名前として不都合な点はない。「^な麻呂^ろ」についても「書首尼麻呂」（『続日本紀』大宝元年7月10日条）があり、古代に名前の一部として存在したのは確実だから、人名と考えてよい。それ以外の「里負」についてははっきりしない。「負」だけの用例は「大伴宿祢名負」（『続日本紀』天平17年正月7日条・天平18年4月22日条）、「多治比真人名負」（『続日本紀』宝龜2年正月25日条・宝龜2年閏3月朔日条・宝龜5年3月5日条）がある。名字では「名負東人」（『続日本紀』天平12年6月15日条）があり「名」と「里」にかえた名前とするなら、他の文字瓦の記載内容から「里負」も名前と考えられる。「小里」はそれだけで完結するのか不明だが、記載方法が似ており名前としてよいだろう。

筆跡はどれも同筆と考えられ、とくに「荒人」は特徴的な筆順から確実である。記載方法が内的・外的要請を問わず一定するのは「埴」と共通する。そしてこれらが瓦生産工房内で記載されたのも確実である。そのもつ意味は、下総国分二寺の出土資料全体のなかで考えていかななくてはならない問題で、深入りはできない。しかし大塚前遺跡の「埴」を考える場合、ある程度の見通しをもつことも必要と考える。文字瓦の人名には大きく寄進者名・工人名がある。しかし寄進者名とするにはあまりに種類が少なすぎる。記載率もそれほど高くないようである。「荒人」は胎土も酷似し、工人個人を代表する内容を備えているとするのが妥当であろう。それにたいして大塚前遺跡の「埴」はまず人名ではないということ、1文字に複数人が介在しているという事実から、その格差はすでに明らかであろう。似た例に多賀城第I期の文字瓦、茨城県真壁郡新治廃寺例をあげることができる。多賀城では「毛」・「常」・「上」・「下」があり、成形具と対応する可能性がある。新治廃寺例では「鳥」・「前」・「川」・「真」があり、なかでも「鳥」の凸面の成形

には縄目叩きと范型叩きの2種類がある。筆跡でも「鳥」・「前」・「大」・「佐」には2種以上あり、複数の書き手がいたことがわかる¹⁰。これらは共通理解のもとで一定の内容を示した表記である。つまり「集団の表現」といえる。しかし表記内容は「埴」が埴生郡に、新治廃寺の緒例は郷名というように、地名の一部と考えられるほど符号的である。それらが記号として成立するには、記号表現と記号内容を表裏に結合させた人為的な「コードー規約」を検出する作業が必要になる。それにはまず表現と内容は本質的には「恣意的」であり、「無縁」であるとしておいたほうがよい。たとえば記号表現は考古学では即物的に判断できるから、過去のものであっても「埴」のように判読できるわけである。いっぽう記号内容については、現在までに送られてきた情報は時間という「ノイズ」のために情報の一部を損失してしまっているのが常である。書くという行為において人間が分節された二つの世界に股をかけていたのは事実である。それは情報の伝達・思考の媒介とするため、「埴」は前者の場合であろう。そこで情報伝達の環境として復原できる大塚前遺跡の2側面について述べておく。その2側面で「ノイズ」によって失われた情報がある程度回復できるものとする。

さて、1側面は一般に歴史的環境と呼ばれるものである。かつて中世の荘園名から敷衍して大塚前遺跡周辺まで含めて埴生郡の管轄域とする意見があった¹¹。それは地名の歴史の変遷を追跡すれば、誤りであることがわかる。つまり中世になると郡域が分割・再編され、中世的所領単位が誕生した結果、大塚前遺跡周辺の広域な呼称が古代とは変わっているのである。埴生郡説が根拠にしたのは、大塚前遺跡と接近する現印西町域の大森・竹袋地区にある中世の鑄造製品の銘文中の「埴生」である。応安2(1369)年の大森・天台宗長楽寺に銘梵鐘には「下総国埴生西大森郷」、応安6(1373)年の在銘鐃口には「埴生西浦部天神鰐口」、応仁元(1467)年の竹袋・神宮寺の『三宝院開基記』「下総国埴生西、臼井領、印西荘竹袋郷、稻荷山神宮寺三宝院者応仁元丁亥太才」である。13~14世紀の埴生荘の内部構造は比較的整備され、荘園名を郷村制の地域的汎称に使用している¹²。荘園名を明記していない点は気に掛かりだが、埴生西条を指しているとみて差し支えなからう。銘文中の埴生西は寛治元(1243)年の『造宮所役注文(断簡)』で埴生荘から国衙領として東条・西条に分割されたことがわかり、大塚前遺跡のある地域を含めた一帯が埴生西条に編成されていたのは疑いない。ところがその埴生荘の領域は古代埴生郡域と古代印旛郡の一部を取り込んで成立したものである¹³。中世には印旛沼を取りまいて、西岸に印西荘、北岸に埴生西条、東岸に埴生荘が成立している。具体的な領域まで確定できないものの、境界を系列神社の分布域から傍証できる。つまり印西荘域には宗像神社系、埴生西条域には鳥見神社系、埴生荘域には麻賀多神社系が分布する。その埴

生西条域は手賀沼東岸におよび、確実に古代印旛郡域の布佐郷域まで含んでいる。荘園の成立が古代の印旛郡域にまで確実に侵入し、中世の所領名が古代郡名まで改変しているのである。この経緯を見逃してはならない。

『和名類聚抄』では古代の埴生郡に玉作・山方・麻在・酢取の4郷、印旛郡には八代・印旛・言美・三宅・長隈・鳴矢・吉高・船穂・日理・村神・餘戸の11郷¹⁴をあげる。埴生郡の地名分布は印旛沼東部域で、印旛郡は印旛沼西部から南部にかけてになる。なかでも船穂郷は現印西町の船尾が故地で、吉高郷も現印旛村内に確定的な故地がる。また隣接する相馬郡については郡衙正倉の日秀西遺跡が存在するから、少なくとも手賀沼の東岸までが郡域だから、その東南一帯を印旛郡が管掌したことになる。郡内の郷数からいっても、印旛郡より狭小な埴生郡が相馬郡に接するほど広大な郡域を領したはずがない。大塚前遺跡が埴生郡に属さないのは、もはや明らかである。さきほどの銘文中世以降の国衙領の伝領に基づく記載でしかなく、それが古代郡域を反映しない理由も以上の説明から明らかであろう。

もう1側面は生産量そのものを問題にしてみた。前章までの考察で大塚前遺跡で使用した瓦の分量を推定した。その量は相対的に少ない。どれだけ少ないのかという問題を製作にかかる仕事量から具体的に提示してみよう。積算は『延喜式』巻34、木工寮作瓦条の工人一人あたりの仕事量を根拠とする。「工一人日造函瓦九十枚。筒瓦亦同。但彫端八十三枚。字瓦廿八枚。鏡瓦廿三枚。以埴十一斤造函瓦一枚。筒瓦九斤。字瓦十八斤。鏡瓦十五斤。」がその規定で、1人/日が丸瓦・平瓦で各90枚、軒丸瓦で23枚、軒平瓦では28枚を製作するとし、さらに使用する粘土の量まで規定する。ただし『延喜式』の平瓦の規定は一枚作りのために多少の誤差は認めない。

大塚前遺跡の資料をあてはめてみると、丸瓦0.4人/日、平瓦0.9人/日、軒丸瓦0.6人/日、軒平瓦0.6人/日、熨斗瓦は規定にないので熨斗瓦2枚を平瓦1枚分に換算して0.4人/日となり、合計で2.9人/日。要した粘土は総量で計2,101.7斤になる。成形までに要する仕事量は「打埴」で夫が1日で約7人/日、粘土角材を作る「交埴」に夫が約0.3人/日になる。粘土の採掘に要する仕事量は木工寮掘埴条によれば「取埴」で約1人/日である。以上をまとめると成形以前と成形以後の仕事にわかれ、成形以前の仕事には延8.3人/日、成形以後では延2.9人/日で、計11.2人/日の仕事で完了することになる。文字瓦の類別から従事した工人が最低でも5人はいるので、5人がすべての工程を平均に担当したとして3日程度の仕事量になる。恒常的に運営された工房では、微々たる負担である。裏を返せば、それほど小規模の工房で生産されたのであれば、資料の瓦にもそれを裏付ける痕跡があるべきである。つまり叩き具や布目に代表される工具、製品規

格などに工人個人を表徴する痕跡が相当量あって当然である。にもかかわらず資料群として抽出できず、平瓦にみられた特殊な痕跡も単個体で終結してしまう。桶巻作りで凸面の上下に現れた痕跡は、4枚取りであれば少なくとも残りの3個体に同じ痕跡がなければならぬのに、それがほぼ1個体で完結してしまう。これは大塚前遺跡へ供給する単独の瓦工房が存在しなかったことを物語っている。具体的な供給もとは軒瓦の同範関係や文字資料の重複から、下総国分寺の国衙瓦生産工房にもとめるのがもっとも自然である。つまり国衙瓦生産工房の製品の一部をさいて供給したと推定できるのである。

以上から「埴」を郡名の一部とする必然性がないのは明白である。これまで下総国分寺で出土した「埴」文字瓦を埴生郡と関連づけて説明することがあった。¹⁵あるいは瓦の貢納体制を背景に、そう考えていたのかもしれない。大塚前遺跡を抜きにして、下総国分寺で出土するという事実を根拠に考定するのなら、それも納得できないわけでもない。現実には記載率54%以上で下総国分寺以外のところから出土しているのである。もはや瓦を貢進したという説明は成立し得ない。それでも「埴」が地名に由来するとこだわるのなら、供給先を明示したとする他ない。つまり「埴」が大塚前遺跡周辺の地名に関連し、そこへの供給を目的とした筧書きと考えるわけである。しかし「埴」は下総国分寺でも出土しているから、供給先が2箇所以上あったことになる。供給先が限定されてこそ記載した意味も生きるはずである。とすれば記載理由は他にもとめざるを得ないであろう。¹⁶残るのは、「埴」が生産工房内で記載されていることから、生産工房内での「記号」であった可能性である。たとえば多賀城第II期に瓦工人名を省略した1字のみの角型印を押した刻印瓦がある。刻印は6型式14種あり、なかでも印種が多い「田」では4種の印が存在する。刻印の目的は工房内部の生産管理を行ったためと考えられている。「埴」が筧書きであることから同質のものとはできないにしても、似たような状況が看取できる。ただ「埴」を瓦工人名の省略とは考えられず、理解に苦しむところである。「集団の表現」という理解が正しければ、個人的な名称に帰結するのではなく、下総国分寺国衙工房に所属した一部の工人集団の総称と理解するのがもっとも整合するよう思う。つまり10名に満たない工人から編成された国衙工房内の1グループである。そして彼らが大塚前遺跡へ供給する瓦の一部を重点的に製作したために、その集団名を記載した文字瓦が大塚前遺跡で多く出土したとする理解である。新治廃寺の「鳥」・「前」・「川」・「真」なども郷名に比定はされているものの、郡域をこえてしまうものあり、地名に由来するとするにはかなり無理もある。大塚前遺跡と同様に考える余地がまったくないのか、再検討を要しよう。なお「埴」と記載することで工人集団の実際の製品管理に果たした役割や集団の基本的身分などについては、下総国分寺の造瓦体制の変遷を明らかにしてい

くなかで考えていく必要がある。

註

1. 「大袋腰巻遺跡」『(財) 印旛郡市文化財センター年報 2 - 昭和60年度 -』(財) 印旛郡市文化財センター 1986
2. 『東関東自動車道埋蔵文化財調査報告IV - 佐原地区 (1)』 日本道路公団東京第一建設局・(財) 千葉県文化財センター 1988
3. 『報告』ではA類・G類の分類に混乱がある。
4. 今泉隆雄 「地子物荷札と検収」『長岡京木簡 1』解説 向日市教育委員会 1984
5. 山中 章 「長岡京の造営と瓦」『長岡京古瓦聚成』 向日市埋蔵文化財調査報告書 第20集 1987
6. 工人と使用した道具類の結合まで論証していないので飛躍するが、後に述べるように短期日の仕事内容なので、たとえば1日のなかで道具類をもち替える状況を想定しずらいと推測する範囲での判断と理解していただきたい。
7. 下総国分寺の文字瓦資料については、つぎの図書を参考にした。『下総国分寺址』 千葉県教育委員会 1968、『市川市史 第2巻』 市川市史編纂委員会 1974、『昭和58年度 埋蔵文化財発掘調査報告』 市川市教育委員会 1984、山路直充 「下総国分寺出土の文字瓦(1)」『昭和58年度市立市川考古博物館年報(年報 No.12)』 市立市川考古博物館 1984、山路直充 「下総国分寺出土の文字瓦(2)」『昭和58年度市立市川考古博物館年報(年報 No.14)』 市立市川考古博物館 1986
8. 高野芳宏・進藤秋輝・熊谷公男・渡辺伸行 「多賀城の文字瓦(その1)」『研究紀要 III』 多賀城跡調査研究所 1976
9. 高井悌三郎 『常陸国新治郡上代遺跡の研究』 1944、『茨城県関係小代金石文資料集成 - 墨書・窠書 -』 学術調査報告 2 茨城県立歴史館 1985
10. なお前場幸治氏採集資料中に下野国分寺出土とする同種の「鳥」文字瓦(丸瓦)がある(『古瓦展 - 前場幸治氏の資料から -』 厚木市教育委員会 1990)。
11. 根拠までは示されていないが、大川清は「殖生郡」とすることを保留している(大川 清 「東国国分寺造営時における造瓦組織の研究 - 瓦磚文字を中心として -」『国士館大学人文学会紀要』第5号 1973)。
12. 森 郁夫 「奈良時代における東国の寺院造営 - 瓦当文様を中心として -」『考古学雑誌』第61巻4号 1976
12. 伊藤一男 「下総国殖生荘の武士と村落 - 中世北総地方に在り地土豪層の動向」『成田市史研究』第5号 1978
13. ただし、鬼頭清明 「東国の村 - 山田水呑遺跡」『古代の村』 1985では、印旛郡と相馬郡の境界を印旛沼に設定する。とうてい信じがたい。
13. 高野芳宏・熊谷公男 「多賀城第二期の刻印瓦」『研究紀要 V』 多賀城跡調査研究所 1978
14. 池邊 彌 『和名類聚抄郷名考證』(増訂版) 1976
15. 『市川市史 第2巻』 市川市史編纂委員会 1974では「殖」を「殖生」の1字目としたが、資料が小片のために、「生」1字を期待したものであった。他の資料がすべて2字以上で構成されているから、推定方法としては正当である。
16. 一般に文字瓦の意味には寄進者名(私的負担者)、公的負担者名、瓦の生産者・場所、生産管理者名、使用場所名がある(高野芳宏・進藤秋輝・熊谷公男・渡辺伸行 「多賀城の文字瓦(その1)」『研究紀要 III』 多賀城跡調査研究所 1976)。

VI 施工論の起動

前章までの課題は、瓦の種別における量比の軽重であった。相対的に熨斗瓦の数量が多く、丸・平瓦が少ないということがわかった。つぎに瓦の数量比の不均衡さが数字として妥当なのか検討し、妥当ならば、どのような建物で可能なのか調べてみる。熨斗瓦の数量は葺く屋根の規模によって変わる。もっとも密接に相関するのは、熨斗瓦と軒瓦の数量上の対応関係である。『延喜式』・『營造方式』¹では熨斗瓦を建物の荘厳さを表現する手段として使用することを規定する。建物規模が大きくなればなるほど、当然軒瓦の数量も増え、棟に積む熨斗瓦の段数も等比級数的に高くなる²。

天平勝宝8年8月14日の「造東大寺司牒」³で、必要な瓦として「男瓦玖仟枚。女瓦壹万捌仟枚。堤瓦貳仟肆伯枚。鑑瓦參伯枚。宇瓦參伯枚。」を発注する。これから軒丸瓦・軒平瓦と熨斗瓦の数量比をみると1:1:8である。大塚前遺跡での同じ数量比は1:1.2:6.2になり、小規模建物である大塚前遺跡の数字もけっして無謀な数字ではないことがわかる。それにたいして熨斗瓦と平瓦の量比は1:7.5にもかかわらず、大塚前遺跡の量比はほぼ1:1である。ただし発注した瓦を使用した堂塔まで限定できないので、「鑑瓦參伯枚。宇瓦參伯枚。」を要するほどの建物で使用する熨斗瓦の最低量と理解しなければならぬ。それを考慮にいれても、格差はあまりに大き過ぎるといえよう。

つぎに山田寺の東回廊の倒壊屋根の資料と比較してみよう⁴。第6次調査では総重量11tもの瓦が出土した。軒丸瓦は98点、軒平瓦は145点、完形の丸瓦は272点、平瓦は385点、面戸瓦74点、熨斗瓦96点である。先ほどと同じように軒丸瓦・軒平瓦と熨斗瓦の数量比をみると1:1.5:1.0になる。熨斗瓦の数量が大塚前遺跡の数値に比べて非常に少ない。その評価が妥当なのか検証してみる。熨斗瓦に対応する数量は軒丸瓦・軒平瓦の数量に反映する。山田寺の東回廊の調査では1柱間(3.78m)に12.5列、軒瓦の数量に換算すると19.4柱間分、つまり総延長73.5mに相当する⁵。いっぽう熨斗瓦は全長0.4mとして熨斗瓦96点では38.4m、1層分の熨斗瓦すら葺けないことがわかる。整理途上の資料であるために、熨斗瓦の数量は相当量増加しなければ見合う数字にならないのは明らかである。山田寺で使用された熨斗瓦は、ほとんど平瓦を縦に割った割熨斗瓦である。それが破片化して、平瓦と熨斗瓦の区別を難しくしている。製品である熨斗瓦を使用している大塚前遺跡からみて、山田寺の数量比が少ないという評価は妥当なのは当然である。それが「造東大寺司牒」の数値で落ち着くのかは、今後課題になる。

では視点をかえて、軒平瓦の数量を優先して平瓦で軒から葺ける長さを検討する。そ

のときもっとも問題となるのは葺足の長さである。山田寺では平瓦凹面の風蝕差から「2枚重ね」であったことが明らかになっている。また倒壊屋根の資料では大阪府四天王寺の平安時代に倒壊した講堂でも、実測図から判断すると「2枚重ね」の可能性が強い。三重県朝日郡繩生廃寺も実測図では「2枚重ね」とみられる部分が多い。栃木県那須郡那須郡衙跡TG162建物例⁸では、平瓦の重なりのある部分は「3枚重ね」にみえるが、倒壊状況が相当複雑で、とくに軒瓦の位置関係が逆転するなど一概に葺足を断定できる資料ではない。とりあえず那須郡衙跡例を除外して、葺足「2枚重ね」を採用する。『營造方式』巻第26、諸作料例瓦作条でも「結瓦以返瓦長每口攙壓四分収六分」と「2枚重ね」の近似値を規定し、その妥当性を裏付けている。

16点の軒平瓦で77.7枚の平瓦を葺くとすると、1列に葺く平瓦は4.9枚。軒先からの長さは $4.9\text{枚} \times 0.4\text{m} \div 2 = 0.98\text{m}$ で、約1mということになる。いかに実数を調整したところで、軒先から葺ける長さが非常に短いという事実は変わりはないであろう。もう一つの手段でその事実を追認しておこう。平瓦77.7枚を屋根に葺いた状態での総側面長は $77.7\text{枚} \times 0.39\text{m} \div 2 = 15.2\text{m}$ になる。これを面積計算の縦の数値とする。横の数値は端面長の平均値から、円の4分の1を構成する平瓦1枚の弦長をもとめる。 $0.46 \times 4 \div 2 \pi \div \sqrt{2} \times 2 = 0.41\text{m}$ 、これが横の数値である。そこで葺ける面積は $15.2\text{m} \times 0.41\text{m} = 6.23\text{m}^2$ となり、約2.5m四方しかないことになる。これでも総瓦葺建物に対応する出土量でないことは明らかである。熨斗瓦のしめる量が多いことから、これらが蔓棟を構成する棟構造に使われた瓦群であると限定して考えて差し支えないであろう。これならば屋根の荷重も少なく、掘立柱建物でも建築可能である。

つぎに大塚前遺跡の東棟建物を復原3案と出土瓦の分量との整合性を具体的に検証する前に、建物の定数化できる数値を説明しておく。復原案の建物は瓦葺を想定しているから、棟の長さによって、葺ける瓦の分量が規制されるから、まず復原案の棟の長さを示しておこう。A案の方形造の隅棟の長さは、軒の出を考えずに建物の中心から四隅の柱までの水平距離で4.2m、屋根高を0.8mにとれば斜距離が4.3mになる¹⁰。それを4倍した17.2mが方形造の隅棟の総延長である。B案の切妻造では、軒の出を考えずに桁行の3間(6.0m)が大棟の長さである。C案では1間分の2.0mが相当する。

またもう1案、大棟の長さを軒瓦で葺ける長さから算出しても建物を復原できる。軒の長さは瓦割りの数に相関する。平瓦の瓦割りの実例では法隆寺金堂・東院夢殿・大講堂、教王護国寺宝蔵が1尺1枚、法隆寺食堂、唐招提寺宝蔵、醍醐寺五重塔などでは1尺あたりの平瓦の枚数がやや増えるが、小規模建物に換算するならその差は僅少である¹¹。そこで山田寺東回廊の調査結果、1柱間(3.78m)あたりの瓦列数12.5列を適当なもの

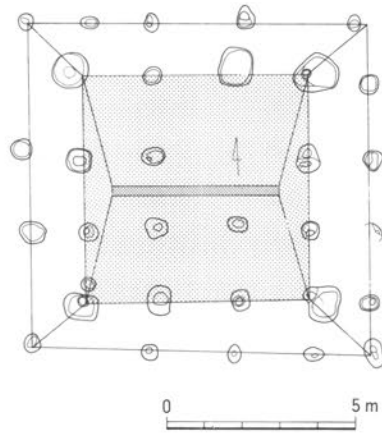
考え、参考に算出する。軒丸瓦13点・軒平瓦16点では軒に葺ける長さは8.8m分に相当することになる。瓦は棟の両側だから、半分の4.4mが軒瓦から復原できる棟の長さである。これをD案として復原案に追加する。

瓦の定数について触れておく、まず熨斗瓦が側面長の総延長が葺ける長さになる。『延喜式』卷34、木工寮葺工条にある「堤瓦以擘瓦二枚。为一重。」の規定からもわかるように、棟の両側に1対の熨斗瓦が必要である。そこで棟に葺ける1段の総延長は80枚×0.39m(平瓦の平均側面長)÷2=15.6mとなる。そ

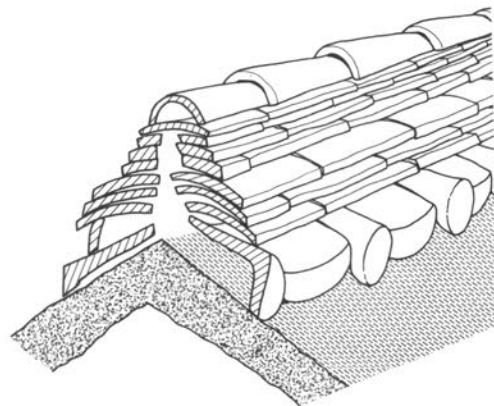
して熨斗瓦は棟に段状に積み重ねるので、棟の長さの倍数でなければならない。同じく葺工条では「五丈屋八重。工一人。夫三人。充長一丈七尺。九丈屋十二重。工一人半。夫四人半。充長一丈。」と屋根の大きさに応じた熨斗瓦の段数を規定する。

葺棟・熨斗棟では通常の平瓦を棟の最下段におさめる。現在の「肌熨斗」・「台熨斗」といわれるものに相当する。さらに熨斗棟の頂部に丸瓦もしくは平瓦を連ねて蓋をするというのが、現在考えられている復原である(第14図)。なお山田寺では後者にあてる平瓦は通常より一回り大きい平瓦をあてていたらしい。大塚前遺跡ではその種の平瓦は抽出できなかったので、通常の平瓦で充当したと考える。そこで平瓦を縦に並べた総延長は平瓦77.7枚×0.39m=30.3mである。

丸瓦については、全長を残すものは頂部の平瓦列の上に列状にのせたものであろう。復原できる丸瓦の総側面長を提示してみる。重なりを10%見込んで36.0枚×0.34m×0.9m=11.0mになる。なお丸瓦の場合は葺棟・熨斗棟を想定しているかぎり、熨斗瓦・平瓦のように段として重ねる使用法は想定できない。以上を踏まえて、それぞれの案の基準にしたがって対応する瓦の数量を一覧にしてみた。なお丸瓦で生じた不足分・余剰分は個体数に置き換えてある。



第13図 東棟の復原D案



第14図 葺棟復原図

	棟の長さ	熨斗瓦段数	軒瓦数量	平瓦数量	丸瓦数量
A案	17.2m	0.9段	不明	1.8段	-20枚
B案	6.0m	2.6段	40枚	5.1段	+16枚
C案	2.0m	7.8段	13枚	15.2段	+29枚
D案	4.4m	3.5段	29枚	6.9段	+22枚

各案にたいする評価をしておこう。A案では熨斗瓦を1段すら葺くことができない。また丸瓦の数量が大幅に不足するのも問題であり、施工論に照らした場合、不整合な点が多すぎる。B案は数量的にはほぼ妥当な数字であろう。しかし軒瓦の数量が大幅に上回るのが気がかりである。C案では熨斗瓦の段数が高すぎる。『延喜式』の規定にあわせると「五丈屋」の建物規模に相当してしまう。また平瓦の一部を軒平瓦に見込んだにしても、あまりに多い。段数だけの議論であれば、さらに西棟にも葺いたと説明するかもしれないが、軒瓦の数量が見合わなくなってしまう。D案はB案同様数字としては均衡がとれている。軒の長さ「一丈半」(4.4m)から、熨斗瓦の段数を『延喜式』の規定にあてはめて等比級数的に減じていくと「四重半」になり3.5段に近い。小規模建物にまで『延喜式』の規定がおよんだか保証はないが、B案よりは妥当な数字といえるであろう。B案・D案とも平瓦の段数が奇数段数に近い数字あることも、理想的な数字である。つまり棟の頂部に1列分を使用するので、厳密には奇数列だったはずである。したがって軒長だけを基準に復原すればB案では「台熨斗」・「肌熨斗」を2段ずつ、D案では3段積み、それぞれ大棟頂部に1列並べることで平瓦の全体量を消化できる。

またB案・C案・D案で丸瓦に多量の余剰が生じた。出土資料の大部分が破片化しており、事情を説明するのは難しいが、軒丸瓦の丸瓦部分を含むのは確かである。それでもおそらく余剰が残るであろう。それ以外の使用方法を割面戸瓦の可能性を考慮することができる。とくに軒平瓦に不可欠な面戸瓦は最低でも軒丸瓦数に相当する数量は見込むべきであろう。山田寺でも割面戸瓦が使われ、丸瓦1枚につき2枚作製している。この作製方法は『營造方式』巻第26、諸作料例瓦作条にも規定があり、技術史的な裏付もある。また井上新太郎は熨斗棟の詰めものとして、瓦屑を詰めることを指摘する。そうした分量を見込めば、余剰分を消化する方途はあるわけである。

以上を勘案して復原案を消去していくと、A案・C案は成立する余地はないように思える。残るB案・D案も、B案についてはすでにIII章でも触れたように遺構論として成立しがたいという弱点をもつ。そこでD案を復原案の最有力な候補とする。

大塚前遺跡で復原できた薨棟建物の存在は、下総の1地域にあって突如として出現した特異な印象すらあたえる。薨棟建物が存在した歴史的意義の一つに建物の格式の高さ

を誇示するという機能性以上の要素がある。なおさら特殊性を強調しなければ、存在意義を説明するのに窮する結果になってしまう。しかしそれも上原が指摘した「軒瓦のみを検討対象としてきた従前の報告書のなかには、この種の誤認や曲解が含まれている可能性¹²」を検証し、「みせかけの不在」を見破ることができれば、特殊性の真の実態を明らかにする足掛かりはできるものとする。

そこで大塚前遺跡と同じように、寺域のほとんどが調査された埼玉県入間郡高岡廃寺例を検討してみる¹³。高岡廃寺は調査の結果、『高麗氏系図』¹⁴所載の勝楽寺に推定され、8世紀後半～11世紀初頭にかけて存続したと考えられている。いわゆる「山寺」に相応しい小丘陵の南斜面に立地する。調査面積は7,900m²、調査区縁部で瓦の出土は非常に薄くなり、ほとんどの資料は採集できたと考えてよい。瓦を葺いた建物は東西棟(東西16m×南北14m)の基壇建物である。身舎は梁行2間×桁行3間で四周に庇をもつ建物に復原できる。報告者は出土瓦を詳しく分析したうえで、瓦が復原した建物に見合う量なのかどうかまで検証し、余念がない。屋根面積を152m²に復原し、平瓦・丸瓦の必要量を算定した。その結果「瓦の量は少なかつたと思われる。しかも平瓦、丸瓦、軒平瓦そして軒丸瓦などの不均衡な出土量、あるいは軒平瓦そして軒丸瓦の系統が異なるなどから大胆な推定をするなら、瓦は軒まわりと棟にならば破損したものは土木事業に使ったといまはしておきたい。」と結論した。その当否はともかく、ここでも「不均衡な出土量」が問題になっている。報告書のデータから再確認しておこう。

出土量の比較は重量比で行っている。平瓦が559.5kg、丸瓦は23.3kgで、不均衡さは歴然としている。そして平瓦の1個体あたりの重量を2.9kgで約190枚、丸瓦では1個体を1.7kgで14枚とする。軒平瓦は約6個体、軒丸瓦が約9個体、そして熨斗瓦が1点出土している¹⁵。この数量であれば、当時の常識として「軒まわりと棟」に瓦を葺いたという理解は当然すぎるほどである。しかし軒瓦15個体で葺ける軒の長さは最高でも4.5mで、とても「軒まわり」に葺ける量ではない¹⁷。問題となった平瓦と丸瓦の量比にしても、通常の総瓦葺の建物に葺いた状況でないのは明らかである。現存する屋根構造を念頭においているかぎり、不可解さはつるばかりである。しかし建物を熨斗棟・薨棟の屋根に復原すれば、疑問も解消する。かりに熨斗棟・薨棟を復原するには熨斗瓦の点数が少ないという指摘があっても、反論は可能である。つまり平瓦と掲載されたなかに完形の平瓦がないにもかかわらず、側面の全長を残す資料が拓本で2例、写真でさらに1例追加できる。とくに写真資料は幅のほぼ中央で縦に打ち欠いた痕跡を明瞭に残している。これらは紛れもなく打ち欠いて作った半截の熨斗瓦である。それ以外にも側面の全長を残さない資料に平瓦の半截状態のものが数点掲載され、高岡廃寺では割熨斗瓦を使用してい

たのは明らかである。それを抽出できなかったのは、大半が破片化してしまったために平瓦との区別ができなかったからと理解できる。丸瓦の数量が極端に少ないという事実も熨斗棟を復原することで、納得しやすくなる。

試みにこの数量をもとに熨斗棟を復原してみると、棟の長さは丸瓦の全長0.3m、重なりに5%をみて4mになる。これは建物から復原できる棟の長さにしてはやや短く、破片化した丸瓦が平瓦に含まれた可能性がある。棟の長さは遺構図面から建物を寄棟に復原し、6m(3間)に修正する。平瓦190枚を熨斗瓦にどの比率で案分するか確かな数字の根拠はないが、大塚前遺跡の数量比の1:1を参考に割り出すと、重量比では1:0.5から397.0kg:198.5kgになり、個体数は各136.9枚となる。熨斗瓦の全長を0.37mとして136.9枚では25.3m/2枚、棟の約4倍になり、4段重の熨斗棟を復原できる。平瓦では136.9枚×0.37m=50.7m、棟の約8.5倍になる。これらの操作は軒瓦の平瓦部・丸瓦部を見込んでいないなど厳密ではないが、この程度の数量で熨斗棟・葺棟に復原することはじゅうぶん可能なのである。「不均衡な出土量」もけっして意味のない数字が提示されていたわけではないし、奇抜な屋根構造を推定する必要もなかったのである。以上の検証から、9世紀代に関東地方にも熨斗棟・葺棟の建物の存在したことは確実に考える。

いっぽう千葉県内の資料に立ち返ると、これほどまでに追証できる調査例はまだない。しかし調査された瓦の出土遺跡で、総瓦葺に対応するほどの出土量がない例は確実に存在する。我孫子市日秀西遺跡(推定相馬郡衙正倉)¹⁸の出土量は、1棟の建物に限っても微々たるものである。『報告』から瓦の実数を読み取るのは困難だが、調査区内に散漫に分布する瓦の点数をドットィングした図から2,816点数えられる¹⁹。総量は整理箱に3箱程度である。掲載された瓦の大きさからもわかるように小片である。そして軒丸瓦6点、半瓦当様軒瓦4点、熨斗瓦4点、面戸瓦1点が掲載されている。大塚前遺跡より軒丸瓦のしめる割合が多く、熨斗棟・葺棟の建物を想定しなければ、数量比の不均衡さを説明できない。また出土点数ばかりでなく、隅平瓦もなく、総瓦葺建物が成立する根拠はさらに狭められているといえよう。また我孫子市船戸遺跡²⁰では遺構そのものは明らかでないが、20近くの柱穴状の落込みがあり、出土した瓦類は掘立柱構造の建物に伴うのであろう。瓦類は大型の平箱に4箱分ある。軒瓦は『報告』に掲載されているものとみると、軒丸瓦4点、軒平瓦2点である。掲載資料は比較的大型なので、あるいは小型の軒瓦資料がそれ以上あるのかもしれない。いずれにしても、軒瓦が占有する分量が多いことを指摘できる。具体的な数量比が出せれば、おそらく葺棟を復原する根拠を提示できると考えられる例である。

さらに瓦の出土量の多寡で議論することが許されるならば、調査例を追加できる。下総町名木廃寺は「度寺」の墨書土器が出土し遺跡の性格が確定した。確認調査で1辺10m前後の正方形に近い基壇建物を検出している。しかし出土した瓦片は丸・平瓦あわせて76点しかない。報告者は「本来瓦の使用量は少なかつたと認めるべきであり、建築の構造を推定する根拠とすべきであろう。」と重要な提言まで行っている。

また須田勉の定義した「村落内寺院」でも、少量ながら瓦が出土する。²²この程度の出土量で具体的な瓦の葺き方まで提示するのは無理にしても、その内容だけでも簡単に触れておこう。市原市萩ノ原遺跡²³では、本来の数量まで把握できないが、丸瓦110点、平瓦148点が出土し、軒瓦は出土していない。平瓦は最低2種あり、1時期での量はさらに少なくなるのかもしれない。出土位置は2基の基壇建物とは離れ、むしろ掘立柱建物の周囲に分布は濃い。瓦は竈の補強材に使用されたものもあり、報告者は瓦と寺院遺構との直接的な関係を否定する。しかし補強材に使用されたに於ては、瓦を竈用材とした例は1軒だけしか報告されていない。また軒瓦が存在しないことも根拠の一つにあげるが、屋根を熨斗棟で葺いていれば軒瓦が必要ないから、軒瓦の不在も絶対的な根拠にはならない。しかも寺院関係の墨書土器（「寺」・「寺塔」・「塔寺」・「佛」）²⁴を出土した竪穴住居は8世紀末～9世紀前半になり、埋土中から瓦はほとんど出土しない。それにたいして瓦が出土した竪穴住居はほとんど9世紀第2～3四半期に属し、寺院関係の墨書土器の時期と一部で重複しても、段階的に移行して瓦だけ出土する住居が増加する。同じ傾向は袖ヶ浦町永吉台遺跡群²⁵でも看取できる。遺跡群は遠寺原地区・西寺原地区の2地区からなり、谷を隔てて対面する。瓦は丸瓦12点、平瓦31点、熨斗瓦3点が出土している。8世紀末～9世紀中葉まで「山寺」・「西寺」・「土寺」・「僧」の墨書土器がある。しかし瓦が出土する竪穴住居の時期は9世紀中葉～10世紀後半で、「寺」墨書の時期と瓦の出土時期に重なりはあっても、時期的な領域が明らかに異なる。これらの状況証拠からは墨書土器の実態こそが瓦を使用した建物であり、それが廃棄され、瓦が竪穴住居に投棄されたといえるだろう。なにより該期の「村落内寺院」以外の集落ではほとんど瓦が出土しないから、当時の瓦に竈用材として流通するほどの商品価値は付加されていなかったとみてよい。さらに永吉台遺跡群の製品としての熨斗瓦は計画的生産の産物であり、供給目的が明白であったことすらうかがえる。²⁶

このように9世紀前半を中心に、熨斗棟・葺棟に復原可能な遺跡の調査例が確実に存在する。²⁷特殊性という表現で片付けられるほどの希少さはないといってもいい。²⁸それが顕在化してこなかったのは、少量の瓦では屋根に葺けないという定説と、瓦の数量処理にたいする認識の浅さが阻害していたからである。²⁹それを付帯的な条件で、つまり瓦の

移動にともなう数量が減少したと説明しようとしても、出土瓦の数量比の不均衡さは解決しない。それを容認すれば、頻りに少量の瓦が移動したことになり、それこそこれまでの常識を覆すものである。また、熨斗棟に復原しても、出土量が葺材にとうてい足りないのは、熨斗棟建物廃絶後も葺材の瓦だけが100年以上も生活用品として使用されることもあったというのが1点。2点めは通常の熨斗棟よりさらに少ない瓦で棟に葺いた場合も考えられる。つまり民家の実例にある、棟の芯を覆うだけの葺き方も想定できるのではないか。いずれにしても瓦の使用量を基準にすれば、熨斗棟・葺棟建物は掘立柱建物と総瓦葺建物の中間に位置する。掘立柱建物のあるものを「村落内寺院」として容認する範囲において、熨斗棟・葺棟建物を特殊なものとする判断は成立しえないであろう。しかしそこに葺材による序列同様、建物相互の形式的序列を読み取るのは可能である。³⁰

註

1. 竹島卓一 『營造方式の研究 3』 1972
2. 木村捷三郎 「本邦に於ける埴瓦の研究」『仏教考古学論叢』考古学評論第3輯 1941
3. 「造東大寺司牒」『正倉院文書』第4巻
4. 「山田寺第6次調査（東回廊。寺域東北部）」『飛鳥・藤原宮発掘発掘調査概報』15 1985
5. 回廊の屋根に葺いた1列分の瓦は丸瓦11枚、平瓦では18枚で、その比は1:1.6になる（「山田寺第5次調査（東回廊）」『飛鳥・藤原宮発掘発掘調査概報』14 1984）。
6. 『四天王寺』埋蔵文化財調査報告 第6 文化財保護委員会 1967
7. 『繩生庵寺跡発掘調査報告』朝日町文化財調査報告 第1集 朝日町教育委員会 1988
8. 『栃木県小川町那須官衙跡第4次緊急発掘調査報告書』栃木県小川町教育委員会 1976
9. 熨斗棟では積む瓦の継ぎ目を各段ごとにずらすので、端数の側面長の瓦が必要になる。現代の施工では側面長を基準に1枚熨斗・半枚熨斗・半端熨斗と呼び分けている（坪井利弘 『日本の瓦屋根』1981）。
10. 方形造建物の降棟のみを熨斗瓦で葺いた例は、広隆寺の三重塔（桧皮葺）にある（「広隆寺資財交替実録帳」『平安遺文』古文書篇第1巻 1974）。
11. 坂田泉・高島成侑 「日本建築における瓦葺技術の一考察—瓦葺と瓦寸法—」『東北大学建築学報』第14号 1972
12. 上原真人 「平安貴族は瓦葺邸宅には住んでいなかった」 1988
13. 『高岡寺院跡（埼玉県入間郡日高町）発掘調査報告書』高岡寺院跡発掘調査会 1978
14. 報告書刊行後、瓦の年代が9世紀後半から9世紀中頃に修正された（高橋一夫 「日高町高岡廃寺」『埼玉県古代寺院跡調査報告書』埼玉県史編さん室 1982）。
15. 報告では152m²に葺く瓦を若干の重なりを考慮して平瓦で894枚、丸瓦が894枚とする。これは葺足にたいする理解が欠けているし、平瓦・丸瓦の数量比も納得できない。152m²を12.3m四方とすると40.7列の瓦列があり、そこに平瓦・丸瓦が重なることになる。その1列に全長0.4mの平瓦を「2枚重ね」で葺くには61.5枚必要で、20.4列葺けば1254.6枚が必要である。丸瓦は全長0.3m、重なりを5%みて、1列に42.1枚、20.4列で858.8枚が必要な丸瓦数である。
16. 現在でもこの常識が通用しているふしがある（『八日市場市大寺廃寺跡確認調査報告書』（財）千葉県文化財センター 1990）。
17. 民家の例では庇部分だけを丸瓦・平瓦で葺く、シコロ屋根というのがあり（小林梅次 『日本の草屋根—伝承の技術を追って—』 1984）。

18. 『千葉県我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書』 千葉県教育委員会・(財)千葉県文化財センター 1980
19. 報告の個体数はさらに少なく見積もっているが、ここでは掲載図から数えた数量を提示した。これだけしか書けないということを説明するために多めに数えた。
20. 『船戸遺跡』『我孫子古墳群』 我孫子町教育委員会 1969。なお軒丸瓦は下総国分寺と同範である(『船戸遺跡』『関東古瓦研究会資料 下総編』 1973)。大塚前遺跡と同じような瓦の供給体制であったことを窺わせる。
21. 『下総町名木廃寺跡確認調査報告』 千葉県教育委員会 1983
22. 須田 勉 『平安初期における村落内寺院の存在形態』『古代探叢 II』 1985
23. 『千葉県萩ノ原遺跡の調査』日本文化財研究所文化財調査報告 5 日本文化財研究所 1977
24. 須田はこれらを瓦塔の意味に理解する(須田 勉 『平安初期における村落内寺院の存在形態』『古代探叢 II』 1985)。しかし他の瓦塔出土遺跡で同内容の墨書土器は出土していない。また「寺塔」の用例は『日本書紀』巻29、天武天皇13年10月14日条に、「塔寺」も『今昔物語集』巻20第17話にあり、いずれも「寺」の意味での用字としてあるのだから、須田の説には従いがたい。
25. 『永吉台遺跡群』(財)君津都市文化財センター発掘調査報告書 第12集 東急不動産株式会社・(財)君津都市文化財センター 1985、豊巻幸正 『君津地区の文字資料—永吉台遺跡群の墨書について—』房総歴史考古学研究会 1989年12月17日の発表資料。
26. 萩ノ原遺跡・永吉台遺跡群の土器編年については笹生衛氏より御教示いただいた。
27. 中世瓦を視点にして、中世には古代ほど瓦の需要がなかったみるむきもあるが、一般論としてははや通用しない(小林康幸 『関東地方における中世瓦の様相—中世鎌倉と周辺地域にみる系譜性を問題として—』『神奈川考古』第25号 1989)。
28. かつて須田勉が建物構造を遺構と瓦から5類に分類したが、それ以上の細分が可能であろう(須田勉 『千葉県古代寺院跡発掘の現状』『歴史手帖』10巻10号 1982)。
29. ほかにも市原市二日市場廃寺にその可能性がある(『市原市二日市場廃寺跡確認調査報告』 千葉県教育委員会 1984)。報告者が丸瓦の出土比率の低さに注意している。創建期の丸瓦・平瓦の数量比は1:2.5で、絶対量も大塚前遺跡の数値に近く、丸瓦の量が少ないという報告者の評価は妥当と判断できる。また創建期の軒瓦は軒丸瓦33点、軒平瓦28点で合計61点になる。瓦の全出土量は整理箱20箱程度にもかかわらず、軒瓦の数量が圧倒的に多い。軒瓦1点あたりの丸瓦・平瓦の個体数も丸瓦1.0枚、平瓦3.0枚である。いっぽうで創建期の資料中に2点の隅平瓦があり、総瓦葺建物に復原される可能性もまったくないわけではない。しかしこの隅平瓦は全幅を残さないで確実ではない。石川県加賀市高尾廃寺(『高尾廃寺跡発掘調査報告』 加賀市教育委員会 1980)・下総国分寺(『昭和55年度 埋蔵文化財発掘調査報告』 市川市教育委員会 1981)・東京都稲城市多摩ニュータウン No.513遺跡(『多摩ニュータウン遺跡—No.513 I—』(財)東京都埋蔵文化財センター 1982)・三重県三重郡繩生廃寺(『繩生廃寺跡発掘調査報告』朝日町文化財調査報告 第1集 朝日町教育委員会 1988)・神奈川県足柄上郡からさわ1号窯(『からさわ・かなんざわ遺跡発掘調査報告書—瓦窯跡と横穴墓群の調査—』 からさわ・かなんざわ遺跡調査団 1989)では半截した平瓦の隅を切落としたものが出土している。二日市場廃寺例を同一とはできないにしても、この資料だけを根拠に総瓦葺建物を復原することはできない。この点に関して上原は関和久遺跡の隅平瓦をとりあげて「隅平瓦を根拠に総瓦葺建物の存在を主張することに対する反論は困難である。」(上原真人 『平安貴族は瓦葺邸宅には住んでいなかった』 1988)とするが、関和久遺跡例(『関和久遺跡』 福島県教育委員会 1985)も平瓦の全幅を残さない資料であり、十分条件を満たす資料ではないと思う。またこれらの資料が、薨棟に使用されたものであると、時期的にやや古くなりすぎるという懸念もあり、ここでは結論を保留しておく。
30. 民家で棟だけを瓦で葺く例は関東・東海地方に多く、使用枚数で権威を表徴する(今和次郎 『日本の民家』 1989)・小林海次 『日本の草屋根—伝承の技術を追って—』 1984)。一般に瓦グシといい、そこでも機能性以上に美観が優先し、経済性・耐久度は悪いという(『群馬の屋根葺と壁塗(無形文化財緊急調査報告書)』 群馬県教育委員会 1981)。なお、駒井綱之助はグシ瓦の起源を中世とする(駒井綱之助 『歴史考古学と屋根葺の素材』『歴史手帖』第5巻4号 1977)。

VII 宗教的環境の基層

前章までの考察で大塚前遺跡の建物を葺棟建物と認定した。遺跡の内容や、『延喜式』では寺の忌詞を「瓦葺」とすることからもわかるように、この建物は仏教に関連した施設である。端的に言えば仏堂といってもいいかもしれない。しかし考古学の方法論では、それが仏教とどう関わる施設なのかという問いに即答はできない。考古学は物証的な事例の集積から議論する領域であり、思想史の分野が関わる問題は不得手である。しかし建物で使用された瓦は下総国分寺の国衙瓦窯から供給されたと推定できたように、社会的な背景がまったく不明なわけではない。そこで直接的な問いを離れて、仏教思想が一般民衆にどの程度浸透していたかという課題をまず設定する。具体的な尺度を提供できるように仏教思想の定着性といいかえれば、考古学的にその痕跡を見出すことも不可能ではない。つまり思想が浸透した痕跡が一過性か否かという問題を遺構と遺物から検証し、その具体相を浸透度の尺度にするわけである。ここでいう仏教思想の浸透は、自発的な信仰心を伴うことが第一義で、形跡としては純粋な知識や仏教施設の管理・運営にあらわれたものとする。それが一過性でなければ、仏教を受容していたという理解に立つ。そこから大塚前遺跡に葺棟建物が成立し得た背景を考えてみる。

より具体的な評価を期待することになるから、一定の尺度でなければ1件の歴史的対象にたいする評価も審査者と異なってしまう。じつは文献史学が把握する奈良仏教の定着性の問題ですら評価は2分するのである。3例の論説で紹介しておく。藺田香融は純粋に自発的な宗教行為については悲観的にみながらも、広義の知識の行業が地域民を社会事業などの奉仕に駆り立てていることを重視し、「わが国に渡来した仏教は、およそ200年後の8世紀の前半にいたってようやく民衆の間に浸透した。「知識」という宗教的実践を通じて民間社会に深々と根を下ろした奈良仏教は、その豊饒な成果を基礎に次の平安仏教へ向けて寸分ゆるぎのない前進をとげる。」と理解する¹。高取正男は奈良仏教を「一般の人びとは自ら仏教の篤信者であったというよりは、むしろ在地の有力者の仏事を通じて仏教に接し、次第に教化をうけはじめたとみるべきであろう。」と評価し²、藺田と異なる理解を示す。鬼頭清明も「8～9世紀の一般庶民にとっては、仏教は、社への信仰、中国渡来の俗信と同じように一つの現世的利益にすぎなかった」とし、「仏教を支持した社会的階層は天皇・貴族と地方豪族および一般民衆に及ぶが、その主体となったのは前二者であったと思われる。」と結論づけ³、庶民の自発的な信仰心の発揚には懐疑的である。そこでの議論の対象が本稿で要件とする浸透度ではないから、これ以上は詮索しないが、

共通の尺度がなかったばかりに評価が分かれた例といえよう。

この尺度を使用するうえで見過ごせないのが、須田勉が千葉県内の遺跡を対象に考察した「村落内寺院」の存在である⁴。須田は中・小規模の開発を目的とした村落に寺院関連遺構のあることに注目し、それらが生産活動を担う共同体の自主性に基づいて造営されたものとした。それまであまり注目されなかった9世紀段階の集落の存在形態に着目した視点は多に評価できる。結論も示唆に富むものである。9世紀以降、集落の占地がそれ以前と異なることはすでに指摘されており、新たな開発の様相をとらえることはじゅうぶん可能であり、異論はない。しかし問題もある。それは集落を取り囲む精神的環境にたいする評価が曖昧なことである。表面的にはいかにも村落内で仏教施設を独自に運営するほど、仏教が浸透していたと解釈できなくなるほどである。かつて直木孝次郎が『日本靈異記』記載の仏教施設の存在に注目して「「堂」の例は畿内に多いが、紀伊・遠江にもあるのだから、仏教がかなり広汎に浸透しつつあったことも想像できよう。」と述べたのを想定しているかのようである。しかし前述したように、この問題はそれほど楽観視できない。また地方ごとに培われてきた伝統も異なり、畿内およびその周辺と東国との地域的な格差も無視することもできない。少なくとも民間写経の実態から、畿内・畿外の格差はすでに明らかである⁶。格差がもっとも端的な歴史的事象として顕在化したのが、8世紀中葉の国家的大事業であった国分寺の造営である⁷。またいっぽうで「村落内寺院」が成立した時期に、大塚前遺跡のような「村落内寺院」の概念からはずれる宗教施設についても触れず、「村落内寺院」と対立するのか、それとも同化する存在なのか、これではわからない⁵。このように仏教と不可分な「村落内寺院」を見据えたにしては、宗教環境の説明を省略してしまったために、かえって「村落内寺院」と壘田開発との結合を根本から明らかにしようという要請が生じるのもしかたないのである。また須田は9世紀以降に論点を絞るが、その後追加された調査資料から8世紀中葉でも簡単な仏教施設が存在した可能性が強い⁹。ただ現在までのところ、地名を冠した寺名の墨書土器がその存在を暗示するだけで、実態までは把握できていない。もはや時代の区切りを取り払った議論が必要になってきているといえよう。

以上を踏まえて、須田論文を足掛かりに県内の調査例で仏教の浸透度を判断してみよう。基準はあくまで浸透した痕跡が一過性かどうかである。集落と仏教施設が混在していても、それは重層した結果であり、その様相から単純に浸透していたとはいいきれない。具体的には集落が変遷するなかで仏教関連遺構にも建替等の痕跡が見出だせれば、浸透していたと判断するし、逆に仏教関連遺構がある時期以後継続せず、しかも集落の経営がその後も存続する場合は浸透度は低かったと判断するわけである。須田論文では

成田市郷部遺跡・山口遺跡、千葉市内野台遺跡・市原市萩ノ原遺跡・永吉台遺跡群の6遺跡をとりあげる。これらのなかで集落経営のなかに仏教関連遺構も取り込んでいたのは郷部遺跡・山口遺跡の2遺跡である。永吉台遺跡群では仏教施設廃絶後も確実に集落の経営は続く。内野台遺跡・萩ノ原遺跡は不明な点が多い。萩ノ原遺跡の場合、瓦を使用した建物の存在の想定が許されるならば、建物廃絶後は信仰の対象となるような施設はほとんどなかったといえる。その限りでは萩ノ原遺跡も後者の事例に含まれる可能性がある。

須田論文以降、該当する遺構・遺物の発見が2、3あった。沼南町大井東山遺跡¹⁰では「新生寺」という墨書土器とともに、その実態である4間×4間の掘立柱建物がみつかった。8世紀後半の竪穴住居050を破壊して造営され、建物に使用されたと思われる瓦が9世紀前半の竪穴住居047に廃棄されていた事実から、建物の存続時期を8世紀末～9世紀初頭に限定できる。集落そのものはその後も約100年存続する。また東金市大綱山田台 No.3遺跡¹¹も数棟の掘立柱建物と竪穴住居からなる「村落内寺院」である。中心的な建物は3間×4間、四面に庇をもつ掘立柱建物で、掘立柱から坪地形建物へと2時期の変遷がある。瓦が出土しており、軒平瓦は上総国分僧寺と同範になる。大半は建物周辺の竪穴住居の竈用材か、もしくは埋土中から出土している。瓦を竈用材に使用した住居は明らかに建物廃絶後の住居で、9世紀後半になる。なお大綱山田台 No.3遺跡では集落の中核的な拠点はやや離れるが、そこに仏教施設は併設した痕跡はない。

これらの状況を基準に即して判断すると、仏教が広汎に流布していた事実は浮かび上っても、思想までが定着していたとはいいがたい。たしかに8世紀中葉以降、神祇が低落し、仏教が広汎に普及する下地があったのは事実である。天平7(735)年に太宰管内から天然痘が流行し、中央の高官まで病死した。同年5月19日には、神祇に奉幣して祈願するものの「未得効驗。」で、7月23日詔でも「祈祭神祇。猶未得可。」とし、仏教に代替する意思を言外に含めているようにもとれる。さらに律令的な苛酷さを原因とした社会不安も仏教を推進させた契機の一つである。だからといって一般庶民の精神的環境までが一変するわけではないであろう。生産活動を直接担う共同体こそは農事儀礼に基盤とする神祇の信仰に支配され、旧秩序を守る伝統的で、閉鎖的な観念を備えていたのである。たとえば8世紀の民間発願経でも祖先崇拜・呪術的な側面が強く、国家仏教的な色彩は薄い。かりに農民が仏教を受容したといっても、伝統的な固有の神観念を土台に仏教を理解していたはずである。仏教が神祇信仰とならんで浸透するには、神仏習合思想が介在しないかぎり、精神生活まで変容することはなかったであろう。習合思想の痕跡は少なからずある。郷部遺跡では「忍保寺」墨書土器などが出土する9世紀第2四

半紀に、「神奉」という墨書土器が出土しているのが、その可能性を示唆する¹²。また『日本霊異記』の著者、景戒はその作中で神の神性を否定し、仏法の優位性を説くためにことさら話を作りあげたふしがあるという¹³。もしそうなら作為の背後にあるのは、神仏習合思想の排斥である。それ以外に宗教意識が変化する要因は、手工業者や商人の社会的な発展段階にもとめることもできる¹⁴。萩ノ原遺跡が該当するかもしれない。鍛冶遺構が存在し、手工業者集団が集落を経営した痕跡があるからである。それ以外の集落がかりに手工業的性格を内包していたにしても、精神的環境は集落の本質と不可分だから、開発を主目的とした集落の根底を揺るがすものではなかったろう。

このような宗教環境のなかで、これほどまでに仏教が普及した痕跡が残った理由は何であろう。前述したように畿内・畿外では仏教を受容する生地に格差があった。畿内では行基を中心とした民衆と一体化した巨大な宗教エネルギーが存在した。それだけではなく、行基が足跡を残していない中河内でも「知識」による造仏・写経の伝統が培われたことなどから、行基タイプの民間伝道僧のいたこともわかる¹⁵。彼らが広範囲に独自の活動圏を形成していたのが畿内の状況である。そしてまず民間伝道僧を歓迎したのは、開発による農業経営の発展から莫大な利益を獲得できる立場にあった中小豪族層である¹⁷。池溝開発事業こそ、三世一身法の発布で合法的に許された私墾田獲得へ駆り立てる土木事業であった。当時の仏教僧侶が具有した学問体系は学際的規模で、その知識が律令政府すら手を付けなかった新しい生産手段を開発し、農業経営を向上させる原動力となったのである。仏教集団が一般から支持された理由の一点もここにある。貧農層にしても民間伝道僧が説く現世利益と因果応報で、一時的にでも苦悩から解放されたのである。貧農層まで広く布教の対象にしたのは、仏教の本質が広汎な人々の救済を目的とし、普遍的で大乘的な性格に由来する。こうして布教活動が活発化すれば、仏教が浸透する結果になるのも当然であろう。それにたいして畿外の活動が低調だったのは、民間伝道僧の存在が稀薄だったことと、民衆層の欲求が低かったことがおもな原因であろう。

ところが私度僧には自由を保証された布教はありえなかった。私度僧が「律令」の禁止条項のなかにしか登場しないことからわかるように、活動は法的根拠をもって阻害されていたのである。僧籍は治部省玄蕃寮もしくは国司が作成し、太政官に報告するという厳重な機構で整備していた。つまり国家が僧籍を管理し、私度を厳禁していたのである。法的根拠は律的色彩の濃い、国家的法規の「僧尼令」である。僧侶の自由な布教を認めず、僧尼が寺を離れて別に道場を建てて教化したり、罪福を説くことを禁じるなど制約が多い。しかし僧尼には俗法を超越した戒律という、自主的に遵守すべき規律がある。「僧尼令」では戒律が姿を変えて、国家的権力が従属を強要しているのである。立

法者側の意図が宗教的権威を掌握することにあつたことは明らかである。¹⁸だから律令政府が行基を露骨に弾劾しただけで、「僧尼令」による実質的な処罰を控え、法の適用には慎重だったのである。私度も「僧尼令」私度条で禁断しても、条文は空文に近かつたと理解されるほど、刑法上、相当優遇されていた形跡がある。¹⁹刑法上の優遇措置は僧尼に8位官人の特権に相当し、教化者階級に位置付けられていたのである。さらに為政者側が私度僧を官僧の予備軍に考えていたと思われるふしがあるのも見逃せない。したがって宗教活動の領域は狭くても、私度僧が布教できる環境はそれほど窮屈ではなかつたわけである。また地方寺院では檀越の豪族層が経済権だけを掌握し、教学権まで干渉しなかつたということも、活動を助長こそすれ抑制することはなかつたはずである。

県内の仏教が流布した足跡が一過性だった理由も、こうした民間伝道僧の活動痕跡だからこそといえよう。民衆の支持をあれほど集めた行基集団の活動も、行基没後約半世紀は弟子によって継承された形跡はあつても、それ以降は衰微の一途を辿る。行基建立四十九院の長岡院に推定されている菅原遺跡²⁰では、官から瓦の供給が途絶えると自前で瓦を調達するのがほとんど不可能になっていたことがわかっている。行基が直接関与した建造物ですら、行基の死後も継続して経営するのは相当困難だったようである。²¹県内の民間伝道僧の活動痕跡が、それ以上に稀薄だとしても、それは当然なのである。

しかし大塚前遺跡は船戸遺跡同様、官が援助して設立したと思われる施設だから、官僧が管理した官寺の出先機関と推測する。設立趣旨は地域的な仏教行事や地域の伝道者を育成することが目的となるであろう。施設の序列からいえば、国分寺と村落内寺院のあいだに位置するわけである。こうした施設があつたからこそ、私度僧の民間布教も活性化したと考える。施設の目的が最終的には官僧の育成であつても、結果的には私度僧として民間布教に従事するものが輩出してもおかしくない。いくら民間伝道僧といえども、組織的な研修期間を経ずには、教学権を行使するのも困難であつたろう。官僧が広域な教学権を発揮して伝道した例はある。『叡山大師伝』・『元亨釈書』では、上野の浄土院・下野の大慈院²²を中心に広域な教化活動を行った「東国の化主」とよばれた道忠禅師をとりあげている。活動拠点の実態は不明だが、大塚前遺跡・船戸遺跡がそれと同格とはいえないまでも、それに近い機能をもっていたと判断する。

いずれにしても民間伝道僧は呪術をとおして仏教の意義を説くいっぽうで、水田開発・道橋の造営工事という社会的実践に民衆の協力と奉仕を求め、庶民生活を具体的に改善することも布教の目的にしていたのである。「村落内寺院」が開発目的の村落にみられるという事実を須田が強調すればするほど、その結合を予想させる。そして軽視できないのが、現状では千葉県内に「村落内寺院」が多いことである。当然資料の蓄積精度に差

はあるにせよ、それを差し引いても多い。²³ 須田の論旨を敷衍させれば、房総の壑田開発が他地域に抜きんでて活発だったことになる。しかし壑田開発の活性化は汎日本的現象であり、房総に限ったことでないはずである。それを史実に置き換えるのは、房総における私度僧もしくは官僧の教化活動が比較的活発であったという理解であろう。

このように現世利益を目指した表相的な宗教環境のなかで、一般民衆すら直接・間接に巻き込んでいくのが、8世紀後半～9世紀代に仏教が介在した社会相の一面であろう。また仏教を表徴的に受容した地方豪族層も、動揺し再編されつつある共同体の中枢部を掌握するために、民衆に先んじて仏教を取り入れ、宗教面での新しい対応を内的に迫られていたといえる。地方豪族層の強固な意思があつてはじめて、檀越として世代を越えた施設の経営に踏み切ることになる。郷部遺跡・山口遺跡における仏教施設の遺構変遷という考古学的事実に、その堅固な意思の一端を読み取りたいと思う。

註

1. 藪田香融 「国家仏教と社会生活」『岩波講座日本歴史』古代4 1976
2. 高取正男 「奈良仏教—民間仏教の進展」『日本佛教史』I 古代篇 1988。またそこでは新治廃寺・武蔵国分寺の文字瓦にも触れ、「郷内の人びとが平等の立場と意思にもとづいて、寺院建立のための知識結いをなしたとは考えられない。」とする。
3. 鬼頭清明 「古代国家と仏教思想」『講座日本歴史』2 古代2 1989
4. 須田 勉 「平安初期における「村落内寺院」の存在形態」『古代探叢』II 1985
5. 直木孝次郎 「日本靈異記にみえる「堂」について」『奈良時代史の諸問題』1978
6. 鬼頭清明 「奈良時代民間写経についての2・3の問題」『南都仏教』31 1973
7. 上原真人 「東国国分寺の文字瓦再考」『古代文化』第41巻第12号 1989
8. かつて須田は大塚前遺跡を特殊な性格と評価した(須田 勉 「千葉県古代寺院跡発掘の現状」『歴史手帖』10巻10号 1982)。
9. 横浜市東耕地遺跡『東耕地遺跡(神奈川県立埋蔵文化財センター調査報告 14)』神奈川県立埋蔵文化財センター 1986、成田市大袋台畑遺跡『成田市松崎白子、大袋台畑・塔之下遺跡発掘調査報告書』、佐倉市長熊廃寺『佐倉市長熊廃寺跡確認調査報告書』千葉県教育委員会 1987、市原市草刈遺跡D区(当センター調査、未発表)など。
10. 『大井東山・大井大畑遺跡』千葉県土木部・(財)千葉県文化財センター 1987。なお同じ構造と思われる建築遺構が千葉市芳賀輪遺跡にある(『千葉市芳賀輪遺跡—第2・7次発掘調査概報—』千葉市文化財報告第9集 千葉県教育委員会 1984)。掘立柱建築遺構7・8の2棟の建物を合成したうえでの判断である。
11. 「大網山田台 No.3遺跡」『(財)山武郡南部地区文化財センター年報 No.1』(財)山武郡南部地区文化財センター 1986
12. 栗田則久 『成田ニュータウン公津原遺跡出土の墨書土器概要』房総歴史考古学研究会発表資料 1989
13. 志田諄一 「『日本靈異記』の世界」『歴史公論』104 1984
14. 石母田正 「国家と行基と人民」『日本古代国家論』第1部 1973
15. 中井真孝 『日本古代の仏教と民衆』1973

16. 『続日本紀』天平勝宝元年10月15日条によれば、河内には66寺あったことがわかる。
17. 関東地方には行基草創伝説の寺院が多いが、行基との直接的な関連性についてはすでに鶴岡静夫によって否定されている(鶴岡静夫「関東古代寺院における行基草創伝説」『関東古代寺院の研究』1969)。
18. 佐藤弘夫「僧尼令と呪術—仏教政策と呪術の流布」『図説 日本仏教の世界』2 『鎮護国家と呪術』1989
19. 中井真孝「僧尼令における犯罪と刑罰」『古代国家の形成と展開』1976
20. 『菅原遺跡—平城京西方丘陵基壇建物の発掘調査—』奈良大学平城京発掘調査報告書1集 菅原遺跡調査会・奈良大学考古学研究室 1982
21. 中井真孝『日本古代の仏教と民衆』1973
22. 渡辺竜瑞「大慈寺旧伽藍跡」『栃木県史』資料編・考古2 1979
23. 現在把握できた例は、神奈川県3例(『東耕地遺跡』神奈川県立埋蔵文化財センター 1986・『草山遺跡 II (神奈川県立埋蔵文化財センター調査報告 18)』神奈川県立埋蔵文化財センター 1989・「石川南鍛冶山・下ノ根遺跡」『湘南考古学同好会々報 31・38』湘南考古学同好会 1988・1989)、群馬県1例(「前橋市中鶴谷遺跡」『群馬県出土の墨書・刻書土器集成(1)』群馬県教育委員会 1989)に過ぎない。それにたいして県内では実態の把握できないものも含めて、6遺跡(高木博彦「墨書土器よりみたる房総古代仏教の一側面」『MUSEUM 千葉』第10号 1979)、その後、大袋台畑遺跡(「成田市松崎白子、大袋台畑・塔之下遺跡発掘調査報告書」)、千葉市鐘つき堂遺跡、袖ヶ浦町永吉台遺跡群「永吉台遺跡群」(財)君津郡市文化財センター 1985、長熊鹿寺(「佐倉市長熊鹿寺跡確認調査報告書」千葉県教育委員会 1987、市原市草刈遺跡D区などを追加できる。なお栃木県では芳賀郡星ノ宮ケカチ遺跡の「寺」の墨書土器を巡って、その可能性が指摘されている(仲山英樹「星ノ宮ケカチ遺跡の検討—集落出土の墨書土器をめぐって」『栃木県考古学会誌』第10集 1988)。

VIII まとめ

瓦と建物はそれぞれが独立した分野を形成し、たがいに確固とした犯しがたい領土権を主張する。そこには遺構と遺物と言いかえることができるほど厳然とした境界がある。しかし瓦と建物をもっとも近距離に位置する領域群どうしでもある。これまで侵犯せずきたことがむしろ不思議なほどである。考古学であつかう両者が歴史的産物であるかぎり領土権は主張しても、侵犯にたいしては寛大でありたいし、そうあって欲しいと思う。反駁があってもよい。それでこそ、弱点も補強されるのだから。その理想像に期待して、今回試みに施工論を接点に領界面の活生化を促進してみた。結果は領界を共振させるまでにはいたらず、瓦の領域から建物へまさに不法侵入し、瓦の主張を押し通す結果になった。それも2分野にわたる総合的な知識が不足していたからに他ならない。以上、不じゅうぶんな検討ではあったが、本稿でイメージできた遺跡景観を図示してまとめにかえ、責を果たすことにする。いずれ機会を改めて挑戦するつもりである。

原図はコンピュータ＝グラフィックで作製し、全体のイメージがもっともつかみやす

い景観を1場面選び、イラストで表現した。以下、復原にあたっての説明をしておく。

東棟 東棟は薨棟に葺きあげた中心的建物である。全体像に美観を盛り込んで設計してみた。屋根は薨棟であることから板葺は採用しづらい。建物規模は小さいながらも、遺跡の性格を重視して桧皮葺に格付けた。屋根勾配は側面観を奈良時代通有の5寸勾配を基準に設定した。技術的にも建築可能な範囲にあると判断する。庇は板で整え、荷重の少ない簡易な大和葺とした。また庇を受ける柱穴列が本柱列と平行しないのは、庇材の先端部を切り揃えて体裁を整えることで解消した。

西棟 西棟は東棟の付属的な施設と考え、2間×2間の建物規模を東西棟の切妻造に復原した。また東棟との格差を設ける意味でも、東棟（東屋）にたいして西棟を真屋にするのが適当であろう。東棟より遺構規模が縮小するのに合せ、高さの表現も低めに押さえてある。屋根形態は奈良県東堀河出土の橋脚材から復原できた板屋をモデルに、屋根勾配・構造を決定した。床束の柱穴を備えているので床も設定してある。床の高さは東棟より20cm低くし、一踏で上げられる高さである。

竪穴住居 上屋上部は簡易な入母屋造りで、住居の長軸に合わせて東西方向に棟を設定した。高さは入り口をかがんで入れる高さの1.3m、そこから棟構造を組み立てるとして、屋根高を1.8mにした。

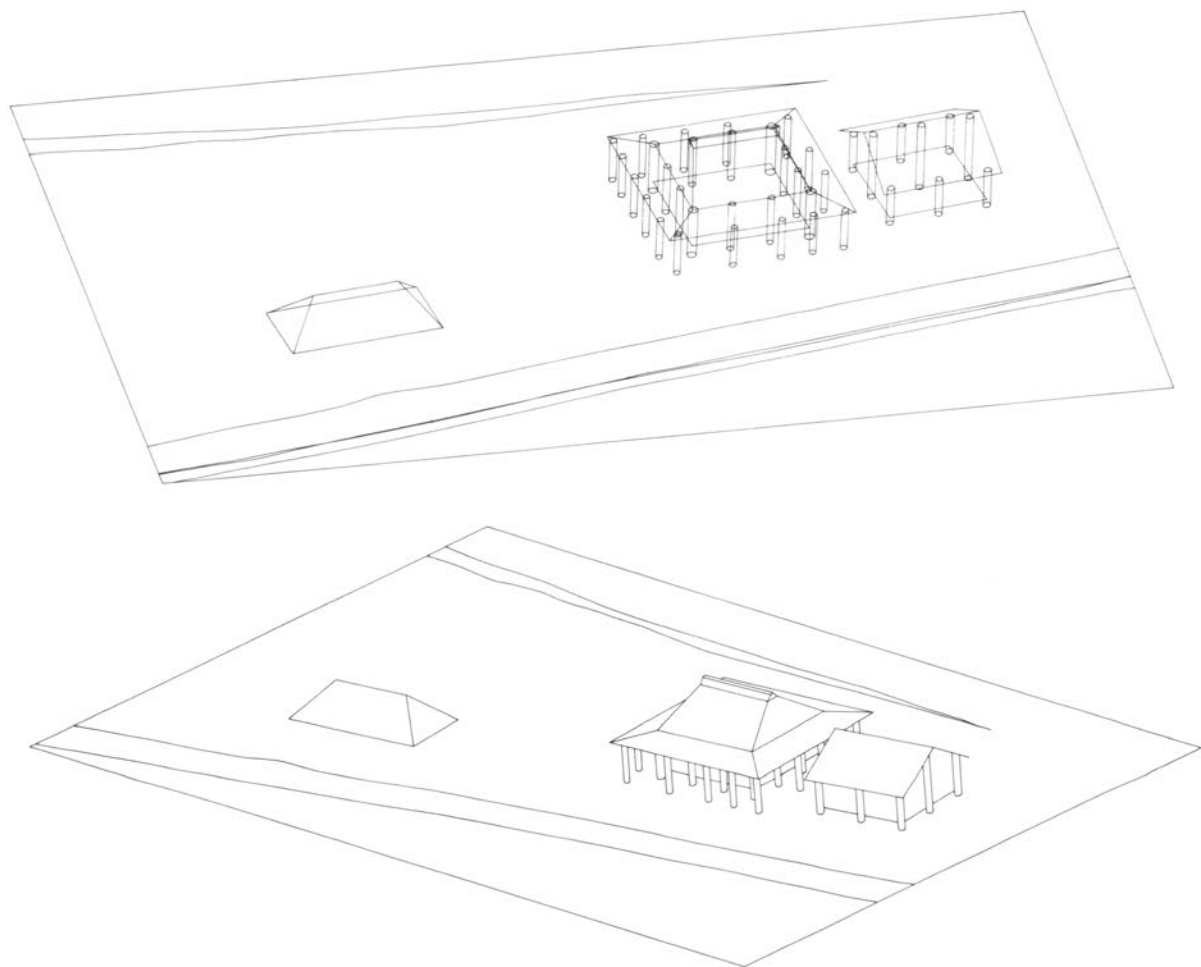
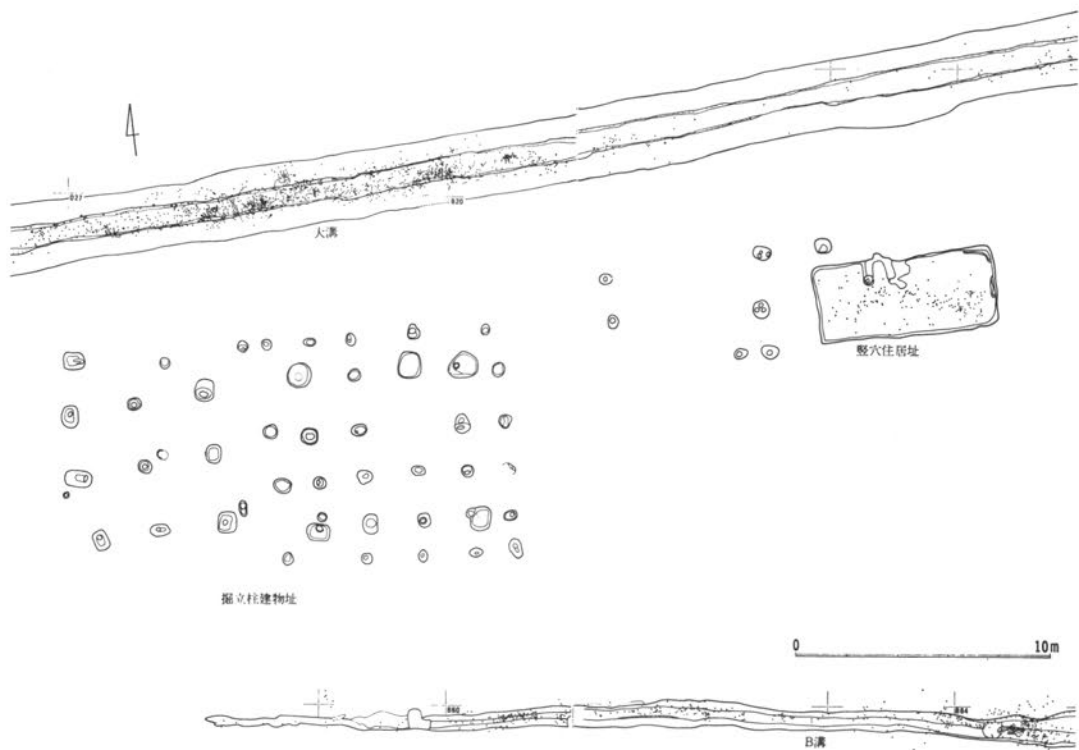
溝 大溝については本稿での結論にしたがって、景観に含める。深さは調査時の掘方の平均値で設定した。なお掘削時の排土の処理方法は不明である。後に道として使用した痕跡もあるので、溝の両側に排土したとは考えにくい。おそらく谷部に投棄したと推定し、景観から排土を除外した。

最後になってしまったが、執筆するにあたり関係諸機関・多くの方々にお世話になった。この場を借りて厚くお礼申し上げる（五十音順・敬称略）。奈良国立文化財研究所・房総風土記の丘資料館・我孫子市教育委員会・市上市川考古博物館、有吉重蔵・石田守一・上原真人・大上周三・大脇潔・金井安子・栗田則久・郷堀英司・笹生衛・白井久美子・関口廣次・田村晃一・豊巻幸正・福田明美・藤崎芳樹・永沼律朗・松本修自・森本和男・山口直樹・山路直充

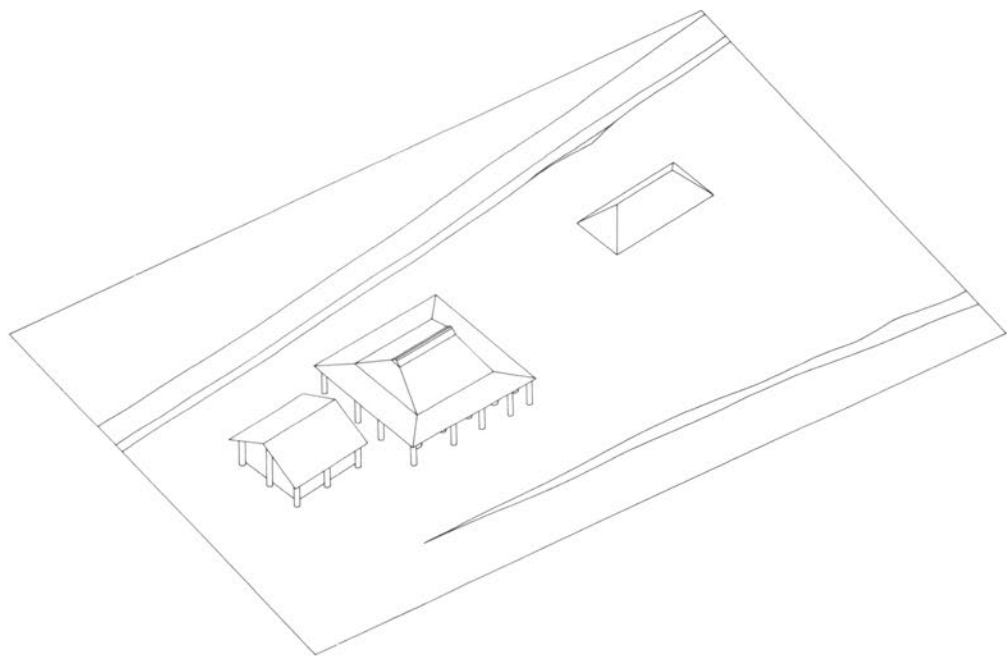
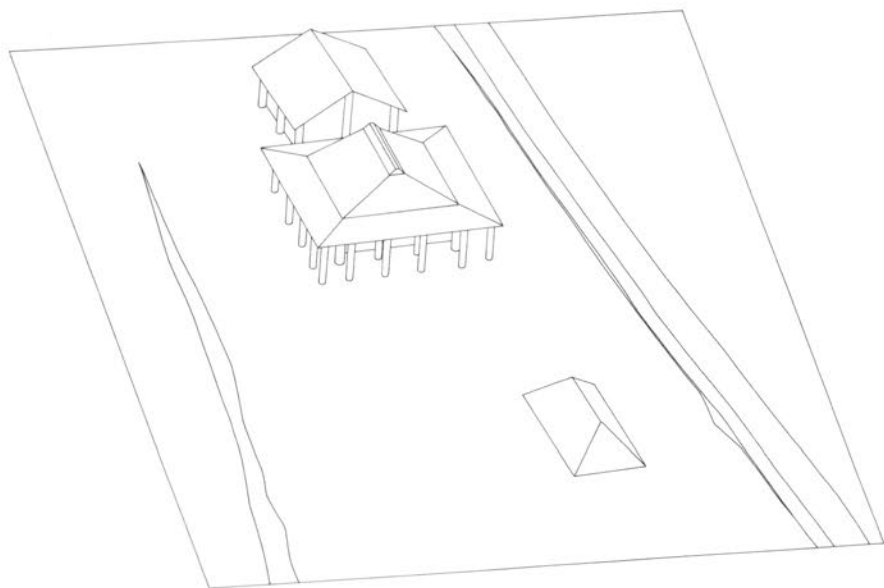
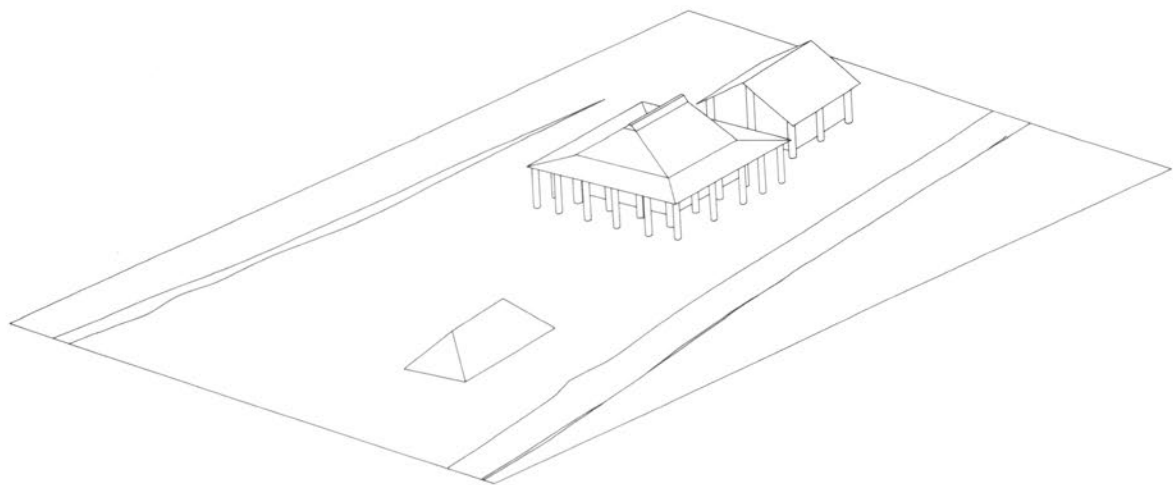
なお本稿は、昭和63年度文部省科学研究費補助金(奨励研究B)「古代東国における瓦生産工房の基礎的研究」の研究成果の一部である。

註

1. コンピュータ=グラフィックの入力・操作は森本和男氏による。使用ソフトは『AUTO CAD』。
2. 『平城京東堀河-左京九条三坊の発掘調査-』 奈良国立文化財研究所 1983
3. 浅野 清 「唐招提寺」『奈良時代建築の研究』 1969



第15図 コンピュータ=グラフィックによる作図



第16図 コンピュータ=グラフィックによる作図

追記

本文脱稿後、大網白里町山田台No.3遺跡に類似した遺構を遺漏していたので追加しておく。それは群馬県沼田市戸神諏訪遺跡の四周に溝を巡らせた掘立柱建物の例である。かつては性格不明とされていたが、大江正行氏が村落内寺院の典型として指摘したことによって、その性格が明確になった(「戸神諏訪遺跡(第2次)」『群馬県埋蔵文化財調査事業団年報3』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984・大江正行「田端廃寺の推定－瓦類－」『田端遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988)。

また群馬県高崎市綿貫遺跡でも1棟の基壇建物とともに、多量の瓦類に混じって軒瓦・鬼瓦が出土している(『綿貫遺跡』高崎市教育委員会 1985)。出土瓦の絶対量が記載されていないので、瓦の葺きかたまで復原できないが、軒瓦の数量や鬼瓦の存在、そして端面長半分で截断された平瓦が図示されていることから、薨棟建物であった可能性が強い。以上の例を第Ⅶ章の註23に追加しておく。

文字瓦 (原寸)

